

市政記録

2021年版

[第1分冊]

第1部 市勢編／第2部 市政編 第1章～第5章



市政記録

2021年版

横浜市き章



横浜市き章は、明治42年の開港50周年を記念して、市民の皆さんから募集してつくられたもので、ハマの2字をデザインしたものが採用されました。

公示は同年6月5日。

地質は白、き章は赤です。

市の花「バラ」



横浜市の花「バラ」は、花と緑あふれる横浜を創造するシンボルとして、平成元年9月23日市民の皆さんにより定められました。

西洋バラの多くは開港間もない横浜から日本へ上陸したといわれ、その後1世紀以上にわたって市民の皆さんに親しまれています。

横浜市歌

わが^ひ日^{もと}の本^{しまぐに}は島国よ

あさ^ひ朝日^{うみ}かがよう海に

つら^な連^{しまじま}りそばだつ島々なれば

あら^{くに}ゆる国^{ふね}より舟^{かよ}こそ通え

され^{みなと}ば港^{かずおお}の数多かれど

この^{よこはま}横浜にまさるあらめや

むか^{おも}し思^やえばとま^{けむり}屋の煙

ちら^たりほ^たらりと立^たてりしところ

いま^{ふね}はもも舟^{ちふね}もも千舟

とま^み泊^みるところぞ見^みよや

は^{さか}て果^ゆなく栄^よえて行くらんみ代^よを

か^{たから}ざ^い飾^{みなと}る宝^いも入^いりくる港

横浜市歌

森 林太郎(詞外) 作詞
南 能 衛 作曲
市歌普及委員会 補修編曲

Tempo di marcia (♩ = 88 - 104)

わ が ひ の も と は し ま ぐ に よ
い ま は も も ふ ね も も ち ふ ね

あ さ ひ か が よ う う み に つ ら な り そ ば だ つ
と ま る と こ ろ ぞ み よ や は て な く さ か え て

し ま じ ま な れ ば あ ら ゆ る く に よ り ふ ね こ そ か よ え
ゆ く ら ん み よ を か ー ぎ る た か ら も い り く る み な と

Tranquillo
s a l e b a ー み な と の か ず お ー ー か れ ど こ の
よ ー こ は ま に ま さ る ー あ ら め や む か
し ー お も え ば ー と ま や の ー け む ー り ち ら
り ー ほ ら り と ー た て り し ー と こ ー ろ

D. S. alla Fine

市 長	山中	竹春	市会議長	清水	富雄
副市長	平原	敏英	市会副議長	高橋	正治
副市長	小林	一美			
副市長	城	博俊			
副市長	林	琢己			

●市政記録 2021年版目次●

第1部 市勢編	1
市域	2
気象・地震	4
人口	5
横浜のあゆみ	7
横浜の経済	11
横浜港	12
第2部 市政編	15
第1章 横浜市基本構想（長期ビジョン）と横浜市中期4か年計画	16
第2章 令和3年度予算と主要事業	19
第3章 市政への提言と指針	29
第4章 市政の仕組み	34
第5章 18区のプロフィール	44
第6章 各局統括本部の事業案内	83
温暖化対策統括本部	84
デジタル統括本部	86
政策局	88
総務局	97
財政局	103
国際局	110
市民局	113
文化観光局	126
経済局	134
こども青少年局	145
健康福祉局	153
医療局・医療局病院経営本部	177
環境創造局	182
資源循環局	198
建築局	206
都市整備局	214
道路局	222
港湾局	235
消防局	244
水道局	252
交通局	258
教育委員会	264
公立大学法人横浜市立大学	275
付 録	横浜市機構図

第 1 部

市 勢 編

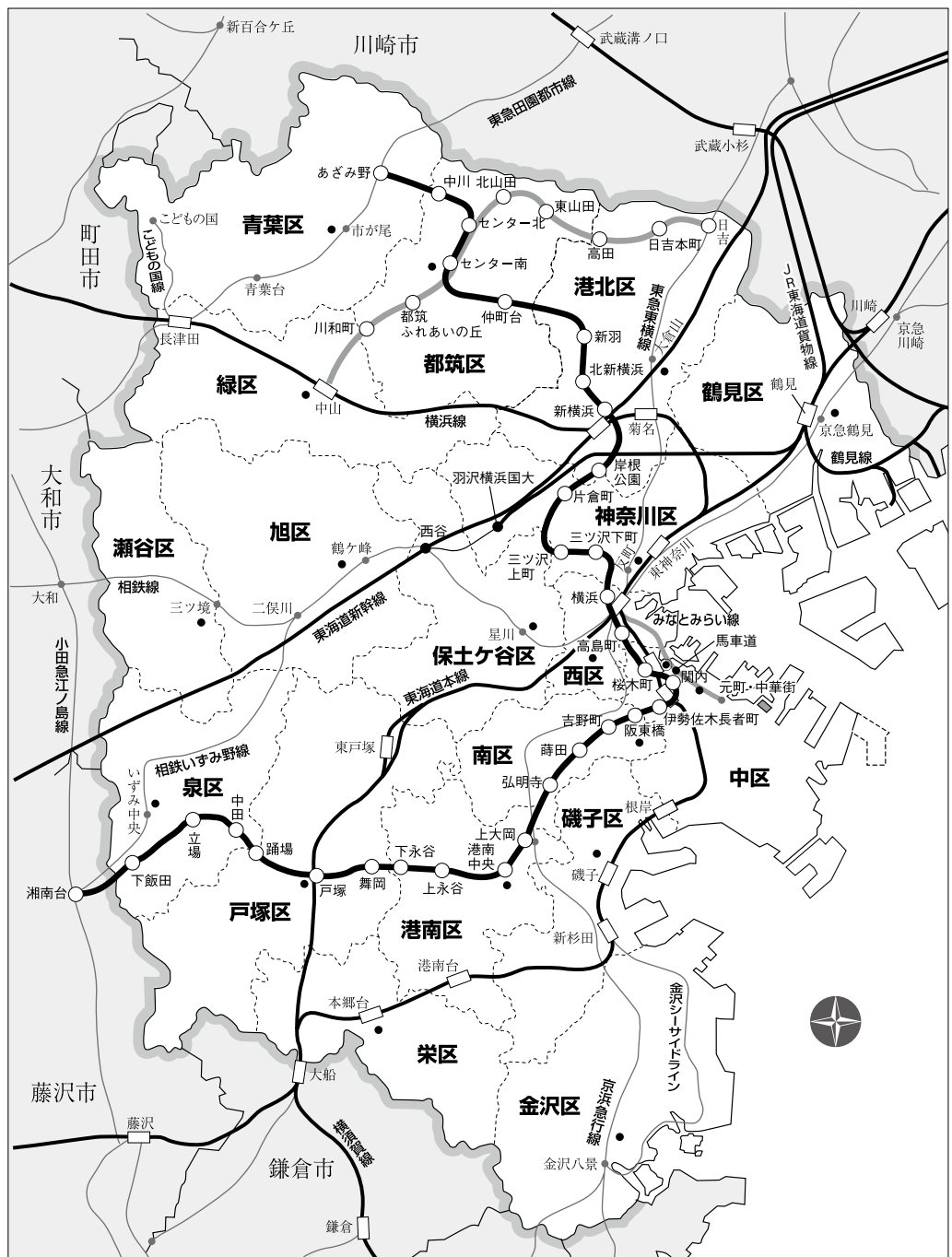
- 市 域
 - 気象・地震
 - 人 口
 - 横浜のあゆみ
 - 横浜の経済
 - 横浜港
-

市域

横浜市は神奈川県東端に位置し、東は東京湾、北は川崎市、西は町田市・大和市・藤沢市、南は鎌倉市・逗子市・横須賀市に接しています。横浜市の中心部から東京都心部までは、約30キロメートルです。我が国を代表する国際貿易港である横浜港を基盤として、首都圏の中核都市としての役割を担っています。総面積は、約435平方キロメートルで、これは東京23区の約7割にあたります。

市の位置

東西 23.6 キロメートル
 (東経 139° 27' 53" ~ 139° 43' 31")
 南北 31.1 キロメートル
 (北緯 35° 18' 45" ~ 35° 35' 34")

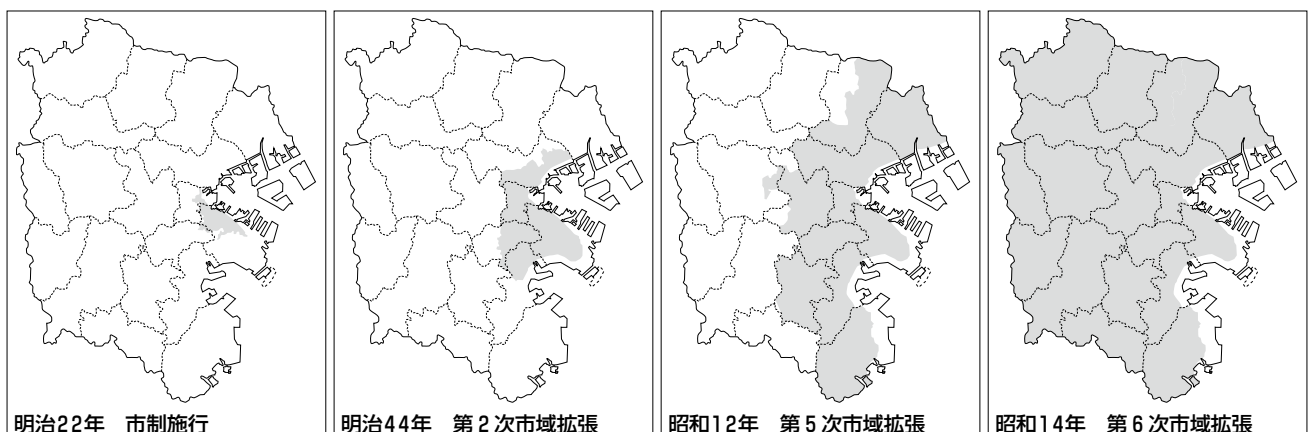


■市制施行後の市域拡張と行政区再編成

年月日	事項	面積	拡張地域
		km ²	
明治22.4.1	市制施行	5.40	
34.4.1	第1次市域拡張	24.80	久良岐郡戸太町、本牧村、中村、根岸村、橋樹郡神奈川町、保土ヶ谷町の一部
44.4.1	第2次市域拡張	36.71	橋樹郡保土ヶ谷町の一部、子安村の一部、久良岐郡屏風浦村の一部、大岡川村の一部
大正9.10.1	-	37.03	第2次市域拡張の数値に千若町、守屋町の埋立てを加えた数値
昭和2.4.1	第3次市域拡張	133.88	橋樹郡鶴見町、旭村、大綱村、城郷村、保土ヶ谷町、都筑郡西谷村、久良岐郡大岡川村、日下村、屏風浦村
2.10.1	区制施行	-	鶴見区、神奈川区、中区、保土ヶ谷区、磯子区 が誕生
10.10.1	-	135.63	第4回国勢調査の際、「全国市町村別面積調」による内閣統計局の公表数値
11.10.1	第4次市域拡張	168.02	久良岐郡金沢町、六浦荘村、鎌倉郡永野村
12.4.1	第5次市域拡張	173.18	橋樹郡日吉村の一部
14.4.1	第6次市域拡張	400.97	都筑郡新治村、田奈村、中里村、川和町、新田村、中川村、山内村、都岡村、二俣川村、鎌倉郡戸塚町、川上村、豊田村、大正村、中和田村、中川村、瀬谷村、本郷村
//	区新設	-	港北区、戸塚区 が誕生
18.12.1	行政区再編成	-	中区から 南区 が誕生
19.4.1	〃	-	中区から 西区 が誕生
23.5.15	〃	-	磯子区から 金沢区 が誕生
25.10.1	-	408.66	第7回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
30.10.1	-	405.56	第8回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
35.10.1	-	405.60	第9回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
40.10.1	-	412.94	第10回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
44.10.1	-	417.29	建設省国土地理院公表の数値
//	行政区再編成	-	南区から 港南区 、保土ヶ谷区から 旭区 、港北区から 緑区 、戸塚区から 瀬谷区 が誕生
45.10.1	-	417.63	建設省国土地理院公表の数値
50.10.1	-	421.46	〃
55.10.1	-	426.72	〃
60.10.1	-	430.75	〃
61.10.1	-	430.80	〃
61.11.3	行政区再編成	-	戸塚区から 栄区、泉区 が誕生
62.10.1	-	431.57	建設省国土地理院公表の数値
平成3.10.1	-	433.17	横浜市区別町別面積調の数値
6.11.6	行政区再編成	-	港北区、緑区から 青葉区、都筑区 が誕生
令和3.1.25	埋立地編入	435.71	埋立てによる拡張（複数回）
現在			

(注) 1 大正9年第1回国勢調査の際、内閣統計局の公表数値は33.00km²です。
 2 昭和25年の建設省地理調査所公表の数値は408.9km²です。
 3 昭和30、35、40年の面積は金沢区と横須賀市の境界未定のため、総理府統計局の推定数値を掲載しました。

市域の変遷



気象・地震

令和2年の気象・地震概況

■全般

1月は、冬型の気圧配置が続かず、低気圧や前線が本州付近を通過することが多かったため、天気は数日の周期で変化しました。2月は、上旬は冬型の気圧配置が続きましたが、中旬以降は高気圧と低気圧が交互に通過し、天気は数日の周期で変化しました。3月から4月は、高気圧に覆われた日もありましたが、低気圧や湿った空気の影響を受けた日もあり、全般に天気は数日の周期で変化しました。5月は、月の前半の天気は数日の周期で変化しましたが、後半は湿った空気や気圧の谷の影響により、曇りや雨の日が多くなりました。6月は、高気圧に覆われて晴れた日が多かったが、中旬以降は梅雨前線が本州付近に停滞することが多く、曇りや雨の日が多くなりました。7月は、梅雨前線が本州付近に停滞した日が多く、また、太平洋高気圧の縁を回って湿った空気の流れ込みやすかったため、曇りや雨の日が多くなりました。8月は、太平洋高気圧に覆われて晴れた日が多くなりましたが、湿った

空気や気圧の谷の影響により、雨の日もありました。9月は、本州付近に前線が停滞しやすく、高気圧の縁を回って湿った空気の流れ込みやすかったため、曇りや雨の日が多くなりました。10月は、高気圧に覆われて晴れた日がありましたが、低気圧や前線及び湿った空気の影響を受けやすく、曇りや雨の日が多くなりました。11月は、低気圧や前線の影響を受けた日がありましたが、移動性高気圧に覆われる日もあり、天気は数日の周期で変化しました。12月は、上旬は低気圧や気圧の谷の影響を受けやすく曇りや雨の日が多くなりましたが、中旬以降は冬型の気圧配置となる日が多かったため、晴れた日が多くなりました。

■気温

横浜の年平均気温は、17.0℃（平年差+0.8℃）で平年よりかなり高くなりました。

■降水量

横浜の年降水量は、1687.5mm（平年比97%）で平年並となりました。

■日照時間

横浜の年間日照時間は、2005.1時間（平年比99%）で平年より少なくなりました。

■神奈川県に影響を及ぼした台風

10月5日09時に日本の南で発生した台風第14号は、発達しながら北西に進み、7日15時には南大東島の東

で強い台風となり、9日夜には四国の南に達しました。9日21時には強い台風ではなくなりましたが、その後も勢力をほぼ維持しつつ、比較的ゆっくりとした速度で11日朝にかけて東海道沖から伊豆諸島付近を東に進みました。この台風の影響により、県内ではがけ崩れや道路損壊などが発生しました。

なお、令和2年の台風の発生数は23個（平年値25.1個）で、接近数（全国）は7個（平年値11.7個）、上陸数（全国）は0個（平年値3.0個）でした。

■地震

横浜地方気象台（横浜市中区山手町）で震度1以上を観測した地震は、51回発生しました。

また、横浜市内で震度3以上を観測した地震は、以下のとおり7回発生しました（発生日、震央地名、横浜市内の最大震度）。

1月14日	茨城県南部	震度3
2月1日	茨城県南部	震度3
4月12日	茨城県南部	震度3
5月6日	千葉県北西部	震度3
6月25日	千葉県東方沖	震度3
7月9日	茨城県南部	震度3
10月28日	千葉県北西部	震度3

（横浜地方気象台まとめ）

令和2年（2020年）横浜地方気象台年表

横浜地方気象台

	海面気圧 (hPa)		平均気温 (°C)		日最高気温 (°C)		日最低気温 (°C)		相対湿度 (%)		平均雲量 (10分比)	日照時間 (時間)	日照率 (%)
	平均	平年	平均	平年	平均	平年	平均	平年	平均	平年			
平成26年	1013.8	1013.8	16.2	15.8	20.3	19.7	13.0	12.5	66	67	6.7	2220.7	50
27年	1014.1	1013.8	16.7	15.8	20.5	19.7	13.6	12.5	70	67	6.9	2076.1	47
28年	1014.4	1013.8	16.9	15.8	20.7	19.7	13.7	12.5	70	67	7.2	1935.2	44
29年	1013.1	1013.8	16.3	15.8	20.3	19.7	13.0	12.5	67	67	6.6	2174.6	49
30年	1014.2	1013.8	17.1	15.8	21.1	19.7	13.9	12.5	68	67	6.7	2194.6	50
令和元年	1014.0	1013.8	16.9	15.8	20.9	19.7	13.7	12.5	68	67	3.4]	2020.7	46
令和2年	1013.9	1013.7	17.0	16.2	20.9	20.2	13.8	13.0	70	67		2005.1	45
1月	1016.6	1015.6	7.8	6.1	11.3	10.2	4.7	2.7	63	53		157.9	51
2月	1018.5	1015.9	8.9	6.7	13.0	10.8	5.2	3.1	54	54		203.2	65
3月	1013.8	1015.1	11.2	9.7	15.7	14.0	7.1	6.0	64	60		172.0	47
4月	1012.6	1013.8	13.4	14.5	18.1	18.9	9.3	10.7	63	65		218.2	56
5月	1011.4	1011.8	19.7	18.8	23.8	23.1	16.5	15.5	73	70		185.0	43
6月	1007.5	1009.0	23.4	21.8	27.3	25.5	20.5	19.1	80	78		139.1	32
7月	1009.2	1008.7	24.4	25.6	27.6	29.4	22.1	22.9	87	78		61.2	14
8月	1011.2	1010.0	29.1	27.0	33.7	31.0	25.9	24.3	75	76		298.2	72
9月	1012.3	1012.9	24.6	23.7	28.1	27.3	22.2	21.0	81	76		124.3	33
10月	1017.2	1016.5	17.9	18.5	21.6	22.0	15.3	15.7	72	71		121.3	35
11月	1020.2	1018.1	14.7	13.4	18.5	17.1	11.4	10.1	64	65		155.7	50
12月	1016.7	1016.9	8.8	8.7	12.5	12.5	5.3	5.2	59	57		169.0	56

	平均風速 (m/s)	最多風向 (16方位)	降水量 (mm)	階級別日数						震度1以上の地震回数	
				日最大風速 (m/s)		日降水量 (mm)					
				≥10.0	≥15.0	≥0.0	≥0.5	≥1.0	≥10.0		≥30.0
平成26年	3.6	N)	1860.0	32	0	196	113	103	43	18	47
27年	3.4	N	1836.0	24	1	204	132	119	57	18	40
28年	3.4	N	1969.5	24	1	217	132	116	53	18	50
29年	3.5	N	1628.5	34	1	196	111	97	48	16	43
30年	3.7	N	1573.5	38	2	195	117	104	52	21	47
令和元年	3.5	N)	1937.0	33	2	224	130	111	49	13	40
令和2年	3.6	N	1687.5	36	0	228	128	108	46	18	51
1月	3.4	N	124.5	0	0	18	9	9	5	1	3
2月	3.7	N	32.5	6	0	14	5	5	1	0	9
3月	4.1	N	166.5	7	0	20	12	9	6	1	0
4月	4.0	N	244.5	5	0	18	10	7	4	3	5
5月	3.6	SSW	97.5	2	0	19	10	6	3	1	5
6月	3.4	SSW	242.5	4	0	22	14	13	5	2	5
7月	3.9	SSW	378.5	6	0	31	25	20	11	6	3
8月	3.1	SW	48.0	0	0	14	4	3	2	1	7
9月	3.7	N	107.0	3	0	27	22	20	4	0	4
10月	3.4	N	219.5	1	0	21	10	9	5	3	2
11月	3.3	N	9.0	1	0	13	4	4	0	0	2
12月	3.0	N	17.5	1	0	11	3	3	0	0	6

注1 平年値は、1991年～2020年までの30年間の平均値である。
 注2 震度1以上の地震回数は、横浜市中区山手町で震度1以上を観測した地震の回数である。
 注3 データに付加した「)」は、許容範囲内の欠測を含む値である（準正常値）。
 注4 データに付加した「]」は、許容範囲を超える欠測を含む値である（資料不足値）。
 注5 日視観測自動化にとまひ、2019年2月1日以降、雲量は観測しない。

人口

■人口の動き

令和2年国勢調査結果に基づく令和3年1月1日現在の横浜市の総人口は3,776,286人、世帯数は1,754,256世帯でした。また、男性は1,866,381人、女性は1,909,905人であり、1世帯あたりの人員は2.15人でした。

昭和40年以降の横浜市の人口の推移をみると、48年に250万人を超え、53年に東京都区部に次いで大都市中第2位となりました。昭和60年に300万人を超え、平成14年に350万人を、25年には370万人を突破しました。

平成以降の人口増加数の動きをみると、7年に7,049人に低下した後、13年に36,405人に増加しましたが、その後は減少に転じ、22年以降は小さく増減を繰り返しながら1万人未満で推移しています。29年に1,988人と大きく減少した後、令和元年に8,985人まで増加しましたが、2年は5,278人と再び減少しています。

■令和2年中の社会増加数

経済の拡大期には、東京圏への人口集中に伴い、社会増加数（≒転入数－転出数）が自然増加数（＝出生数－死亡数）を上回る伸びを示しました。

その後の景気低迷のなかで社会増加数は年々低下し、平成6年には社会減（転出超過）となりました。平成8年から再び社会増（転入超過）となりましたが、13年をピークに徐々に低下し、23年に再び社会減となりました。24年以降は社会増となり、増減を繰り返しながら上昇傾向にあります。

令和2年中の転入者数は前年より9,879人少ない142,051人、転出者数は前年より8,091人少ない127,562人で、その他の異動数を加えた社会増加数は13,481人となりましたが、前年に比べると2,704人減少しています。行政区別の社会増加数では、港北区、中区、青葉区の順で多くなっています。

■令和2年中の自然増加数

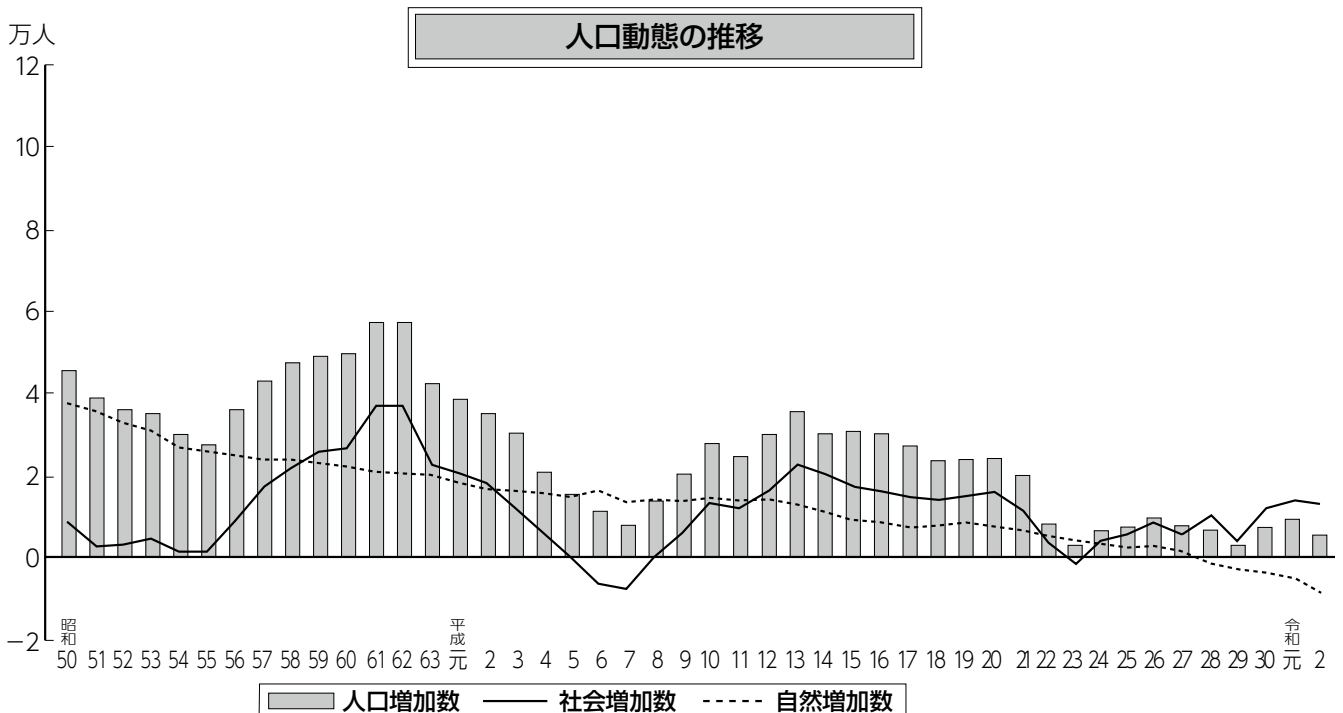
出生数は第2次ベビーブーム（昭和46年～49年）をピークにその後減少し、昭和61年以降は3万人台前半で推移していましたが、平成28年に3万人を割り込みました。一方、死亡数は増加傾向にあり、28年に出生数を上回ると、以降は自然増加数のマイナスが続いています。

令和2年の出生数は25,720人、死亡数は33,923人で、自然増加数は8,203人のマイナスでした。

■行政区別の人口

令和3年1月1日現在の人口を行政区別にみると、最も多いのは港北区の358,527人で、以下青葉区311,009人、鶴見区297,147人と続いています。

人口の最も少ないのは西区の104,761人で、栄区120,051人、瀬谷区122,480人の順となっています。



■昼夜間人口

(平成27年国勢調査)

昼間人口とは、横浜市の常住人口(夜間人口)に、市外に常住し市内に通勤・通学する者の数(流入人口)を加え、市内に常住し市外に通勤・通学する者の数(流出口)を減じたものをいいます。(買い物等の移動は含みません。)また、夜間人口100に対する昼間人口の割合を昼夜間人口比率といい、都市の活力を示す指標として使われています。

平成27年国勢調査によると、平成27年10月1日現在の横浜市の常住人口は3,724,844人、流入人口は418,231人、流出口は727,015人で、昼間人口は3,416,060人となり、平成22年の国勢調査結果と比較すると、昼間人口が約4万人の増となっています。昼夜間人口比率は91.7で、平成22年の91.5と比べ0.2ポイント上昇しています。

■行政区別昼夜間人口比率

(平成27年国勢調査)

昼夜間人口比率を行政区別にみると、最も高いのは西区で186.0、次いで中区で161.2、神奈川区で100.1となっており、その他の区では100を下回っています。

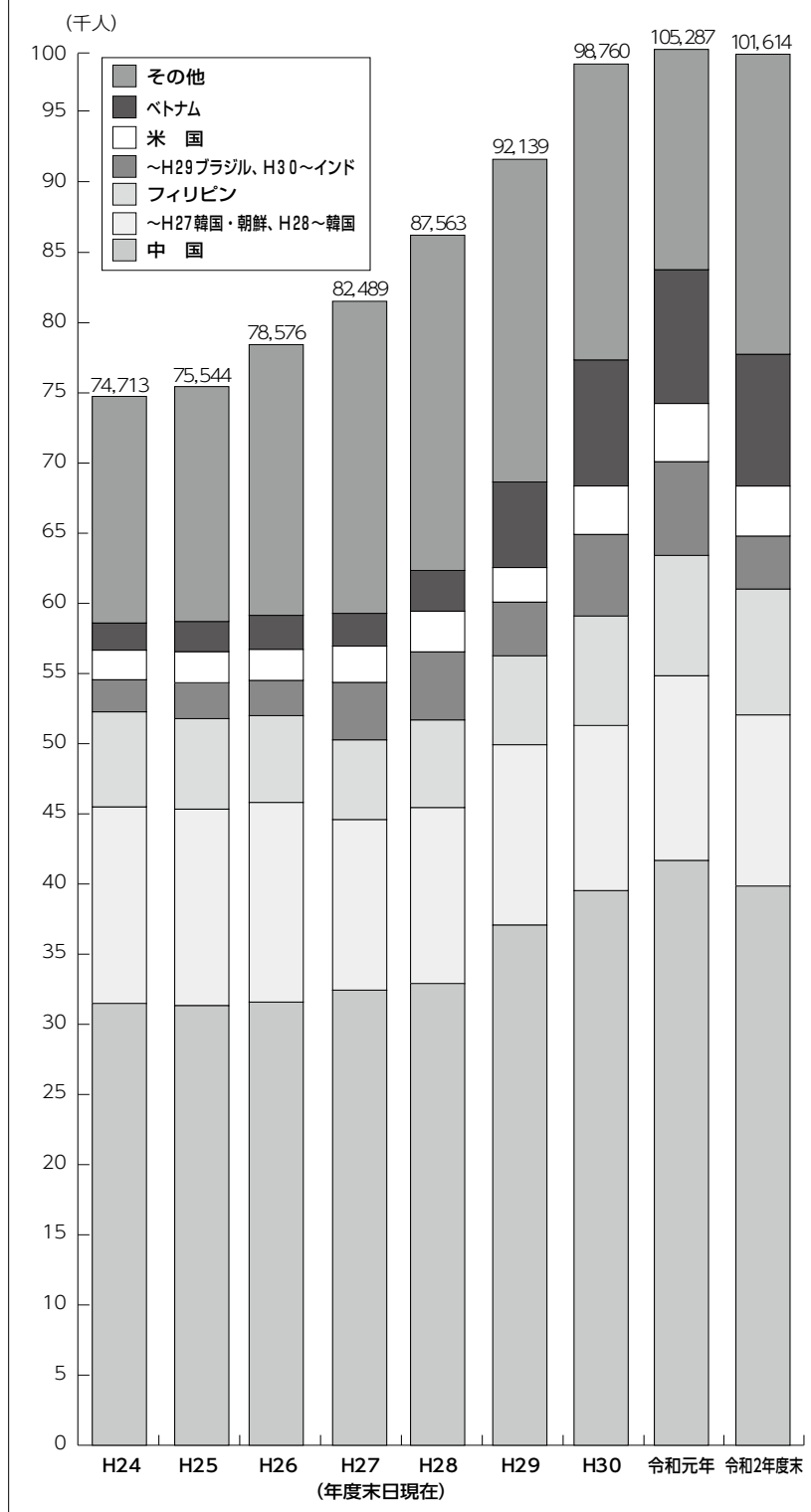
一方、昼夜間人口比率が低い区をみると、青葉区が76.2と最も低く、次いで泉区が77.9、港南区が79.9となっています。

■横浜市の外国人住民数

令和2年度末現在の横浜市の外国人住民数は、101,614人で横浜市の人口3,776,146人(令和3年4月1日現在推計)の2.7パーセントに当たり、令和元年度末に比べ3,673人、3.5パーセント減少し、5年前の平成27年度末に比べると19,125人、23.2パーセント増加しています。

国籍別に見ると、中国が39,980人と最も多く、12,409人の韓国が続いています。元年度末に比べて、

■横浜市の住民基本台帳の外国人住民数の推移



中国は1,897人減少しています。構成比では中国が39.3パーセントです。

行政区別に見ると、中区が16,328人で全市の16.1パーセントを占めて最も多く、以下、鶴見区(13,670人、13.5パーセント)、南区(10,585人、

10.4パーセント)の順で続き、最少は栄区(1,181人、1.2パーセント)となっています。

横浜のあゆみ

■開港前

文献でたどることのできる横浜の起源は、11世紀まで遡ることができます。横浜は桓武平氏の出身といわれる、平良文の子孫の一族、平子氏によって支配されていました。この支配は、その後16世紀まで続きます。

12世紀、鎌倉時代になると、横浜地方の開発も進み、金沢では、北条氏により、称名寺や金沢文庫が建てられ、また小机では、佐々木泰綱により水田が開かれました。

その後、江戸幕府のもとでは、大部分が旗本領、幕府直轄の天領でしたが、大名領としては、金沢の六浦藩がありました。

1601(慶長6)年、神奈川、保土ヶ谷が、次いで、1604(慶長9)年には、戸塚が東海道の宿駅となり、19世紀前期になると、人口も増え、特に神奈川は城下町小田原と肩を並べるほどになりました。

■開港

1854(安政元)年、日本代表林大学頭と米国代表ペリーとの間で、日米和親条約(神奈川条約)が結ばれました。その後、1858(安政5)年、米
国総領事ハリスによって日米修好通商条約が結ばれ、続いてオランダ、ロシア、英国、仏国とも通商条約が締結され、横浜の開港は1859年7月1日(太陰暦では安政6年6月2日)と定められました。

幕府はこの年、運上所を置き、これを境界として以南を外国人居留地、以北を日本人居住地としました。日本人居住地を、5区域に分割して、横浜町と名付け、各区域に名主を置き総年寄が町全体を統括しました。

■市制施行

1889(明治22)年4月1日に市制が施行されました。市域は、現在の中区のうち本牧、根岸を除いた狭い区域でしたが、すでに戸数27,209戸、人口121,985人に達していました(1889年末現在)。

■歴史年表

安政元(1854)年	日米和親条約(神奈川条約)を締結する。
5(1858)年	日米修好通商条約を締結する。
6(1859)年	横浜が開港(旧暦6月2日)される。 応接所跡に運上所が置かれる。 横浜町(5か町)ができる。
文久2(1862)年	生麦事件が起きる。
明治元(1868)年	神奈川県が置かれる。
2(1869)年	横浜灯台明役所・裁判所間に電線が敷かれる(電信のはじめ)。 吉田橋が鉄橋になる(鉄橋のはじめ)。 横浜毎日新聞(我が国最初の日刊日本語新聞)が創刊される。
3(1870)年	新橋・横浜間に鉄道が開通する。
5(1872)年	横浜商人が生糸改会社を設立する。
6(1873)年	十全病院(横浜市大病院の前身)ができる。
7(1874)年	郡区町村編成法を公布する。横浜第一大区は久良岐郡から独立して横浜区となり、横浜区長が管轄する。
11(1878)年	横浜商法会議所(現在の横浜商工会議所)が設立される。 横浜正金銀行が本町に設立される。
13(1880)年	横浜連合生糸荷預所を設立する。
14(1881)年	県営水道ができ、野毛山貯水場から市街への配水が始まる。
20(1887)年	横浜に市制が敷かれる(4月1日)(人口116,193人・面積5.40km ²)。
22(1889)年	横浜貿易新聞が創刊される。
23(1890)年	水道が市営になる。 横浜共同電灯会社が初めて電灯を点火する。
24(1891)年	十全病院が市営になる。
25(1892)年	ガス局が市営になる。
27(1894)年	伊勢佐木・石川・山手の3消防組ができる。 横浜港鉄橋(現在の大きな橋)が完成する。
28(1895)年	生糸検査所が設立される。 横浜商業会議所(横浜商法会議所の後身)が設立される。
32(1899)年	条約改正で居留地が撤廃される。
34(1901)年	第1次市域拡張(人口299,202人・面積24.80km ²)。
37(1904)年	横浜電気鉄道(後の市電)、神奈川・大江橋間が開通する。
39(1906)年	本牧三溪園が公開される。
41(1908)年	横浜鉄道、東神奈川・八王子間(現在のJR横浜線)が全通する。
42(1909)年	開港50年記念祭が行われる。市章・市歌を制定する。
44(1911)年	2代目市庁舎が完成する。 第2次市域拡張(人口444,039人・面積36.71km ²)
大正6(1917)年	開港記念横浜会館が開館する。
8(1919)年	千歳町から出火、8か町、3,248戸を焼失する(埋地の大火)。 主要道路を中心に都市計画を立てる。
10(1921)年	市内電車が市営となる。
12(1923)年	関東大震災で大きな被害を受ける。
15(1926)年	野毛山公園が開園する。
昭和2(1927)年	第3次市域拡張(人口529,300人・面積133.88km ²)。 区制を施行する(10月)。鶴見区・神奈川区・中区・保土ヶ谷区・磯子区が誕生。
3(1928)年	市バスが開業する(7路線・30.2km)。
5(1930)年	山下公園が開園する。
6(1931)年	横浜市中央卸売市場を開設する。
10(1935)年	復興記念横浜大博覧会が開催される。
11(1936)年	第4次市域拡張(人口738,400人・面積168.02km ²)。
12(1937)年	第5次市域拡張(人口759,700人・面積173.18km ²)。
14(1939)年	第6次市域拡張(人口866,200人・面積400.97km ²)。 港北区・戸塚区が誕生する(4月)。
16(1941)年	太平洋戦争に突入する。
17(1942)年	人口が100万人を超える。
18(1943)年	中区の一部が南区になる(12月)。
19(1944)年	中区の一部が西区になる(4月)。 市会は図書館へ、市庁舎は老松国民学校などの鉄筋コンクリート校舎に移転する。
20(1945)年	横浜大空襲(5月29日)、市街地の46パーセントが被害を受ける。 ポツダム宣言を受け、日本が降伏する(8月15日)。

■近代貿易都市

開港当初、横浜からは生糸・茶・海産物が輸出され、絹織物・毛織物が輸入されましたが、貿易は外国商館の手に握られていました。横浜商人は1873(明治6)年に生糸改会社を、1881(明治14)年に生糸荷預所を設立して居留地貿易の主導権を確立しました。

明治20年代に入ると、1887(明治20)年に県営水道ができ、1890(明治23)年に横浜共同電灯会社が初めて電灯を点火し、1891(明治24)年十全病院が、翌年ガス局・報時所が市営に移管されるなど、横浜の都市基盤の整備がなされました。

さらに、1895(明治28)年の生糸検査所の設立と、商業会議所の設立は、近代貿易都市の機能を確立するものでした。

■関東大震災

1923(大正12)年9月1日、関東大震災のため、横浜市の家屋建築物はことごとく倒壊して、火の海と化しました。死者2万余人、全壊家屋6万戸を出し、徹底的に打ちのめされましたが、市民の懸命の努力によって、1929(昭和4)年には、ほぼ旧状に復しました。

■区の新設

1901(明治34)年、1911(明治44)年に続いて、1927(昭和2)年には、第3次の市域拡張が行われ、鶴見町、保土ヶ谷町などを編入、同年10月には区制が敷かれ、市域を中区、磯子区、神奈川区、保土ヶ谷区、鶴見区の5区に分けました。1936(昭和11)年に第4次、翌1937(昭和12)年に第5次拡張と続き、1939(昭和14)年の第6次拡張によって、港北区、戸塚区を新設しました。さらにその後、区域変更を行い、1948(昭和23)年までに南区、西区、金沢区の3区が置かれ、合計10区となりました。1969(昭和44)年には港南区、

- 市の中心部、港湾を中心に土地(918万㎡)建物(96万㎡)が接収される。
- 21(1946)年 日本国憲法が公布される(11月3日)。22年5月3日施行。
- 22(1947)年 地方自治法が施行される(4月)。市長公選が行われる。
- 23(1948)年 磯子区の一部が金沢区になる(5月)。
- 24(1949)年 野毛、反町で日本貿易博覧会を開催する。
- 25(1950)年 横浜国際港都建設法が公布される。
市役所が貿易博反町会場跡に移転する。
- 26(1951)年 横浜港の管理権が国から市へ移る。
- 27(1952)年 大さん橋が接収解除となる。
- 28(1953)年 第1回みなと祭が開催され、国際仮装行列が行われる。
- 29(1954)年 開国百年祭が行われる。
- 31(1956)年 政令指定都市となる。
- 33(1958)年 開港百年祭が行われる。
- 34(1959)年 7代目市庁舎が完成する。
- 36(1961)年 マリントワーが開業する。
大黒町地先埋立てが完成する。
- 37(1962)年 港の見える丘公園・横浜文化体育館が完成する。
- 39(1964)年 根岸線(桜木町・磯子間)が開通する。
東海道新幹線が開通し新横浜駅ができる。
「横浜の都市づくりの将来計画の構想」を発表する。
- 40(1965)年 「横浜国際港都建設総合計画」を発表する。
- 41(1966)年 平潟湾の埋立てが完成する。
- 42(1967)年 市営地下鉄(上大岡・関内間)の建設に着手する。
- 43(1968)年 人口が200万人を超える(全国第3位)。
- 44(1969)年 行政区の再編成により、南区から港南区、保土ヶ谷区から旭区、港北区から緑区、戸塚区から瀬谷区が誕生し、14区となる(10月)。
本牧市民公園が誕生する。
- 45(1970)年 港北ニュータウン建設事業に着手する。
根岸線(磯子・洋光台間)が開通する。
- 46(1971)年 金沢地先埋立て事業に着手する。
- 47(1972)年 市営地下鉄(上大岡・伊勢佐木長者町間)の営業を開始する。
市電、トロリーバスを全て廃止する。
- 48(1973)年 「横浜市基本構想」に基づく「横浜市総合計画1985」と第1次5か年指標を策定する。
根岸線全線(洋光台・大船間)開通する。
- 49(1974)年 第2回アジア卓球選手権大会が開催される。
各区で区民会議が誕生する。
人口が250万人を超える。
- 51(1976)年 市営地下鉄(上永谷・横浜間)が開通する。
- 52(1977)年 新(第2次)5か年指標を策定する。
- 53(1978)年 人口が2,729,433人に達し、全国で第2位となる。
大通り公園、横浜スタジアムが完成する。
- 54(1979)年 横浜シティ・エア・ターミナル(YCAT)が開業する。
- 55(1980)年 横浜ベイブリッジ建設事業に着手する。
- 56(1981)年 「よこはま21世紀プラン」を策定する。「よこはま21世紀プラン第1次実施計画(1981~1985)」を策定する。
横浜開港資料館がオープンする。
- 57(1982)年 「国連アジア太平洋都市会議」が開催される。
- 58(1983)年 「みなとみらい21事業」に着手する。
- 59(1984)年 横浜こども科学館がオープンする。
金沢シーサイドライン建設に着手する。
- 60(1985)年 「よこはま21世紀プラン第2次実施計画(1986~1989)」を策定する。
市営地下鉄(舞岡・新横浜間)が開通する。
人口が300万人を超える。帆船「日本丸」が公開される。
- 61(1986)年 戸塚区から栄区・泉区が誕生する(11月)。
横浜人形の家がオープンする。関内ホールがオープンする。
- 62(1987)年 近代水道100周年、水道記念館がオープンする。
市営地下鉄(舞岡・戸塚間)が開通する。
国連「ピース・メッセンジャー」(平和の使徒)に認定される。
- 63(1988)年 各区で市政100周年記念事業地域イベントが開催される。
横浜女性フォーラムが開館する。
- 平成元(1989)年 市政100周年・開港130周年記念式典が行われる。
横浜博覧会がみなとみらい21地区で開催される(3月25日~

旭区、緑区、瀬谷区が置かれて合計14区となり、1986(昭和61)年11月には、栄区と泉区が新設され合計16区となりました。さらに、1994(平成6)年11月に青葉区と都筑区が誕生して、計18区となり現在に至っています。

■商業貿易都市から工業都市へ

横浜は、1931(昭和6)年に鶴見川河口の埋立てが完成して、以降臨海部の埋立てが進み、京浜工業地帯として発展しました。

開港以来、商業貿易都市として発展してきましたが、さらに、重化学工業都市化が急速に進みました。

■横浜空襲

1945(昭和20)年、米軍の空襲は激しさを増し、横浜も度重なる空襲により、市街地は焦土と化しました。特に、5月29日の空襲では、死傷者・行方不明者合わせて14,157名、被災家屋79,017戸を出し、市街地の46パーセントが被害を受けました。

■戦後復興の遅れ

1945(昭和20)年8月15日の敗戦により、横浜は連合軍により、港湾施設の90パーセント、市街地の27パーセントが接収されました。この接収により、横浜の基盤整備の回復は、他都市に比べて、かなり遅れてしまいました。しかし、1951(昭和26)年、対日講和条約の調印により日本は独立を取り戻しました。

この年6月1日、横浜港の管理権が国から市に移り、さらに1952(昭和27)年には、大さん橋の接収が解除され、これを契機として横浜の接収解除は、市民の努力により着々と実を結んできました。

- 10月1日)。
新交通金沢シーサイドライン(新杉田・金沢八景間)が開通する。
市の花として「バラ」を制定する。
横浜ベイブリッジが開通する。
- 3(1991)年 「よこはま21世紀プラン第3次実施計画(1990～1994)」を策定する。
みなとみらい21地区に横浜国際平和会議場が完成する(7月)。
国連ピース・メッセンジャー都市会議が、横浜国際平和会議場で開催される(8月)。
- 4(1992)年 金沢自然公園の建設が完了する。
- 5(1993)年 「横浜業務核都市基本構想」が国の承認を得る。
市営地下鉄3号線(新横浜・あざみ野間)が開通する。
横浜八景島がオープンする。
- 6(1994)年 新総合計画「ゆめはま2010プラン(長期ビジョン)」を策定する。
横浜市中心図書館が全面オープンする(4月)。
国連防災世界会議がパシフィコ横浜で開催される(5月)。
第10回国際エイズ会議がパシフィコ横浜で開催される(8月)。
行政区の再編成により、港北区・緑区から青葉区・都筑区が誕生し、18区となる(11月)。
- 7(1995)年 「ゆめはま2010プラン事業計画」を策定する。
- 8(1996)年 横浜市歴史博物館がオープンする(1月)。
横浜能楽堂が開館する(6月)。
第7回国際廃棄物会議がパシフィコ横浜で開催される(10月)。
- 9(1997)年 「ゆめはま2010プラン5か年計画(1997～2001)」を策定する。
「シティネット97横浜-アジア太平洋都市間協力ネットワーク会議-」がみなとみらい21地区で開催される(11月)。
- 10(1998)年 横浜国際総合競技場がオープンする(3月)。
横浜みなとみらいホールがオープンする(5月)。
横浜国際プールがオープンする(7月)。
- 11(1999)年 よこはま動物園(ズーラシア)が開園する(4月)。
脳血管医療センターが開院する(8月)。
市営地下鉄(戸塚・湘南台間)が開通する(8月)。
横浜ワールドポーターズがオープンする(9月)。
- 12(2000)年 市大医学部附属市民総合医療センターが開院する(1月)。
横浜情報文化センターがオープンする(10月)。
- 13(2001)年 「横浜トリエンナーレ2001」が開催される(9月～10月)。
- 14(2002)年 赤レンガ倉庫がオープンする(4月)。
横浜港大さん橋国際客船ターミナルがオープンする(5月)。
2002 FIFA ワールドカップ™決勝戦等が横浜国際総合競技場で開催される(6月)。
人口が350万人を超える(10月)。
- 15(2003)年 横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館がオープンする(3月)。
- 16(2004)年 みなとみらい線が開業する(2月)。
- 18(2006)年 「横浜市基本構想(長期ビジョン)」を策定する(6月)。
「横浜市中期計画」を策定する(12月)。
- 20(2008)年 市営地下鉄「グリーンライン」(中山・日吉間)が開通する(3月)。
第4回アフリカ開発会議が開催される(5月)。
- 21(2009)年 横浜みどり税が創設される(4月)。
開国博Y150が開催される(4月～9月)。
- 22(2010)年 APEC(アジア太平洋経済協力)首脳会議が開催される(11月)。
「横浜市中期4か年計画2010～2013」を策定する(12月)。
- 24(2012)年 「Dance Dance Dance@YOKOHAMA2012」が開催される(7月～10月)。
- 25(2013)年 人口が370万人を超える(5月)。
第5回アフリカ開発会議が開催される(6月)。
- 26(2014)年 「横浜市中期4か年計画2014～2017」を策定する(12月)。
- 27(2015)年 人口が過去最多の372万になる(10月)。
- 29(2017)年 「第33回全国都市緑化よこはまフェア」開催(3月)。
高速横浜環状北線開通(3月)。
- 30(2018)年 「横浜市中期4か年計画2018～2021」を策定する(10月)。
相鉄線星川駅～天王町駅間が全線高架化(11月)。
- 令和元(2019)年 横浜でラグビーワールドカップ2019™が開催される(9月～11月)。
新港ふ頭客船ターミナル「横浜ハンマーヘッド」がオープンする(10月)。
相鉄線とJR線が相互直通運転を開始(11月)。
- 2(2020)年 横浜北西線開通(3月)。
8代目市庁舎が完成する(6月)。

■人口の急増

横浜の人口は、1945(昭和20)年には、62万人に減少しましたが、1951(昭和26)年に再び100万人台になり、1962(昭和37)年150万人、1968(昭和43)年200万人、1974(昭和49)年250万人をそれぞれ突破し、1978(昭和53)年5月に大阪市を抜いて、東京23区に次ぐ全国第2位の大都市になり、1985(昭和60)年12月には、ついに300万人の大台に乗りました。その後、2002(平成14)年には、350万人、2013(平成25)年には、370万人となりました。

■市制100周年を迎える

1989(平成元)年には、市制100周年を迎え、3月25日から10月1日まで(191日間)「横浜博覧会」が開催されました。また、6月2日には、「市政100周年・開港130周年記念式典」が盛大に行われました。(市民と市がともに培った100年という意味から、記念事業については「市制」ではなく「市政」としました。)

■計画の策定

横浜市は1973(昭和48)年に、「横浜市基本構想」(旧)を制定、その後、「市民力と創造力により新しい「横浜らしさ」を生み出す都市」をテーマに掲げた新「横浜市基本構想(長期ビジョン)」を、2006(平成18)年に発表しました。この間、総合計画として、「よこはま21世紀プラン」(1981年)、「ゆめはま2010プラン」(1994年)を策定しました。2006年の「横浜市基本構想(長期ビジョン)」のもと、中期計画を2006、2010、2014、2018年に策定しました。

■歴代市長

順位	就任年月日	退職年月日	氏名
初代	明治 22. 6.18	明治 23. 2.15	増 田 知
2代	23. 3. 3	29. 3. 2	佐藤 喜左衛門
3代	29. 6. 3	35. 9.20	梅 田 義 信
4代	36. 1. 9	39. 5. 2	市 原 盛 宏
5代	39. 9.28	43. 6.25	三 橋 信 方
6代	43. 9.10	大正 2.11.13	荒 川 義太郎
7代	大正 3. 7.24	7. 7.23	安 藤 謙 介
8代	7. 8.26	11. 5.27	久保田 政 周
9代	11.11.29	14. 4.10	渡 辺 勝三郎
10代	14. 5. 7	昭和 6. 2.26	有 吉 忠 一
11代	昭和 6. 3. 3	10. 7.18	大 西 一 郎
12代	10. 8. 3	16. 2.10	青 木 周 三
13代	16. 2.10	21.11.30	半 井 清
14代	22. 4. 9	26. 4. 4	石 河 京 市
15代	26. 4.25	30. 4. 3	平 沼 亮 三
16代	30. 4.25	34. 2.13	平 沼 亮 三
17代	34. 4.25	38. 4.22	半 井 清
18代	38. 4.23	42. 4.22	飛鳥田 一 雄
19代	42. 4.23	46. 4.22	飛鳥田 一 雄
20代	46. 4.23	50. 4.22	飛鳥田 一 雄
21代	50. 4.23	53. 3. 1	飛鳥田 一 雄
22代	53. 4.16	57. 4.15	細 郷 道 一
23代	57. 4.16	61. 4.15	細 郷 道 一
24代	61. 4.16	平成 2. 2.15	細 郷 道 一
25代	平成 2. 4. 8	6. 4. 7	高 秀 秀 信
26代	6. 4. 8	10. 4. 7	高 秀 秀 信
27代	10. 4. 8	14. 4. 7	高 秀 秀 信
28代	14. 4. 8	18. 4. 7	中 田 宏
29代	18. 4. 8	21. 8.17	中 田 宏
30代	21. 8.30	25. 8.29	林 文 子
31代	25. 8.30	29. 8.29	林 文 子
32代	29. 8.30	令和 3. 8.29	林 文 子
33代	令和 3. 8.30	現 在	山 中 竹 春

横浜の経済

■他都市比較からみた横浜経済

横浜市は、人口370万人を超える大都市であり、東京特別区の965万人に次ぐ第2位の都市です。

市内での経済活動を表す「市内総生産」は約13.7兆円で東京都（全域）の約106.2兆円、大阪市の20兆円に次いで第3位、市民の生産した付加価値を

■他都市比較からみた横浜経済

人口	1位	2位	3位	4位	5位
3,776,146人 (全国シェア：3.0%)	東京特別区 (965万人)	横浜市 (378万人)	大阪市 (275万人)	名古屋市 (233万人)	札幌市 (197万人)
市内総生産 (H29年度)	1位	2位	3位	4位	5位
13兆6,998億7,700万円 (全国シェア：2.5%)	東京都(全域) (106.2兆円)	大阪市 (20.0兆円)	横浜市 (13.7兆円)	名古屋市 (13.6兆円)	福岡市 (7.8兆円)
市民総所得 (H29年度)	1位	2位	3位	4位	5位
16兆8,170億3,600万円 (全国シェア：3.0%)	東京都(全域) (97.9兆円)	大阪市 (17.3兆円)	横浜市 (16.8兆円)	名古屋市 (12.7兆円)	川崎市 (7.9兆円)
事業所数 (H28年度)	1位	2位	3位	4位	5位
114,930事業所 (全国シェア：2.2%)	東京特別区 (49万事業所)	大阪市 (18万事業所)	名古屋市 (12万事業所)	横浜市 (11万事業所)	札幌市 (7万事業所)
従業者数 (H28年度)	1位	2位	3位	4位	5位
1,475,974人 (全国シェア：2.6%)	東京特別区 (755万人)	大阪市 (221万人)	横浜市 (148万人)	名古屋市 (142万人)	福岡市 (87万人)

【出典】人口…人口推計（総務省及び各都市）（令和3年4月1日現在）
 市内総生産・市内総所得…H29市民経済計算（各都市）
 事業所数・従業者数…平成28年（平成28年経済センサス-活動調査）

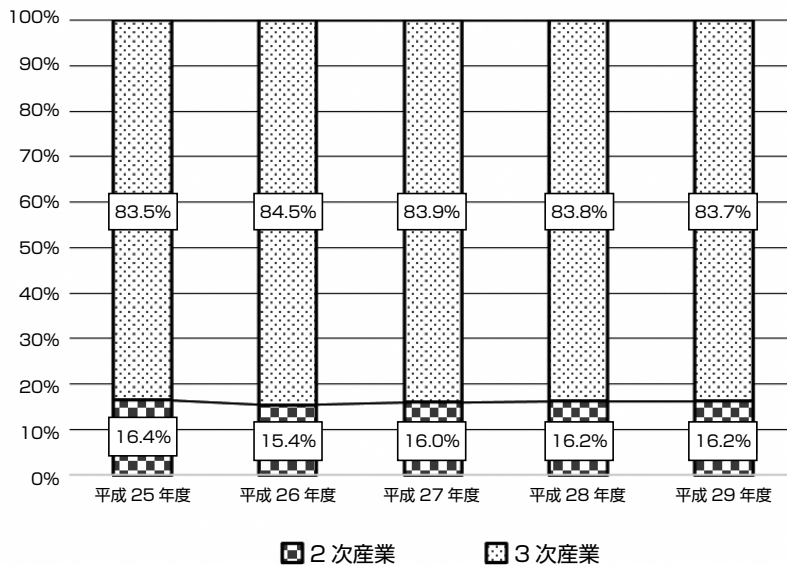
を表す「市民総所得」は約16.8兆円で東京都（全域）の約97.9兆円、大阪市の17.3兆円に次いで第3位となっています。（出典：平成29年度 市民経済計算）

また、「事業所数」は11万事業所で東京都特別区の49万事業所、大阪市の18万事業所、名古屋市の12万事業所に次いで第4位、「従業者数」は148万人で東京都特別区の755万人、大阪市の221万人に次いで第3位となっています。（出典：平成28年経済センサス）

■横浜市の産業構造の推移

横浜市の産業は、京浜工業地帯の一翼を担う製造業を中心として発展してきましたが、産業構造のサービス化の進展に伴い、近年では、第3次産業の構成比が80%を超えています。一方で製造業や建設業からなる第2次産業の構成比は15%から16%台で推移しています。（出典：平成29年度 市民経済計算）

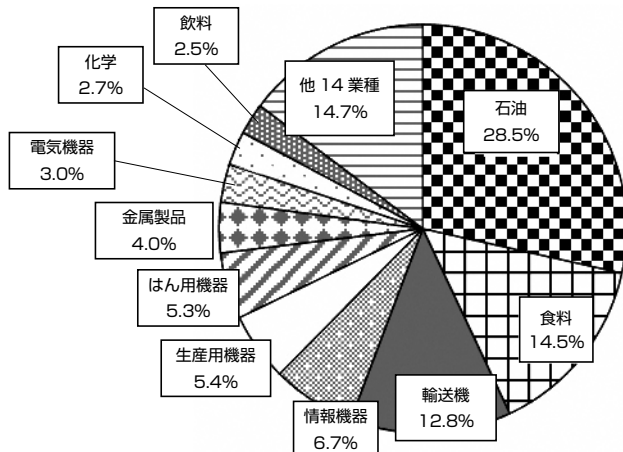
■市内総生産の産業別構成比推移（平成29年度横浜市の市民経済計算）



■製造品出荷額等の産業別構成比

横浜市の製造品出荷額等の産業中分類別構成比をみると、石油が29.1%と最も高く、次いで食料が14.8%、輸送機が13.1%となっています。

■製造品出荷額等の産業中分類別構成比（令和元年工業統計調査）



石油・食料・輸送機で57%を占めています。（出典：2019年工業統計調査）

横浜港

横浜港は安政6(1859)年の開港以来160年以上、貿易立国日本の物流及び生産の拠点として、日本経済の発展を支えるとともに、都市横浜の発展にも大きな役割を果たしてきました。

また、横浜港は、賑わいのある市民の「みなと」として愛され、多くの市民から「横浜らしさ」の象徴として親しまれています。

■日本を代表する国際貿易港

1 日本一の外航船の入港隻数を誇る

横浜港の令和2年の入港隻数は28,995隻となり、このうち外航船は8,525隻で日本一となっています。外航船のフルコンテナ船隻数は、4,610隻(前年比4.6パーセント減)で、外航船隻数の54.1パーセントを占めています。

2 コンテナによる貨物輸送が主流

海上貨物取扱量は、外貨貨物量が6,521万トン、内貨貨物量が2,841万トン、総貨物量が9,362万トン(前年比15.4パーセント減)となっています。貿易額は9兆8,659億円で、全国シェア7.2パー

セント、港湾では国内第3位です。

輸出貨物量は、2,388万トン(前年比19.5パーセント減)となりました。品種別では「完成自動車」(構成比32.4パーセント)が第1位、続いて「自動車部品」(構成比12.8パーセント)となっています。

輸入貨物量は、4,133万トン(前年比17.8パーセント減)となりました。品種別では「原油」(構成比16.5パーセント)が第1位、続いて「LNG(液化天然ガス)」(構成比16.2パーセント)となっています。

現在の海上輸送はコンテナによる貨物輸送が主流となっています。完成自動車やガス・石油等の取扱量の多い横浜港でも、コンテナ化が進んでいます。輸出では58.7パーセント、輸入では53.1パーセントがコンテナ貨物です。

外貨コンテナ貨物量は、輸出入とも前年を下回り、前年比10.4パーセントの減少となっています。

3 横浜港を支えるアジア諸国との貿易

国別では、輸出入貨物、輸出入コンテナ貨物ともに、第1位は中国(ホンコンを含む)で平成12

年にアメリカを抜き、現在に至っています。また、コンテナ貨物について取引相手国をみると、アジア諸国が輸出入貨物量全体の5割以上を占めています。主な品目は、輸出では自動車部品で、輸入では製造食品や電気機械、野菜・果物等となっています。

■横浜市経済に貢献する横浜港

横浜港の機能としては、その中心となる「物流機能」に加え、原材料が調達しやすく、製品の輸出も容易であるなどの立地特性を生かした「生産機能」、さらには港の景観やイメージを活用した「観光文化機能」などがあげられます。

これらに関わる各産業の地域経済にもたらす効果は、間接効果も含めると所得創出効果、雇用創出効果ともに、市全体の約3割に関わっています。

■市民の皆さんに親しまれている横浜港

横浜は港とともに発展してきた都市であり、横浜港は横浜のシンボルとして市民の皆さんから親しまれています。

特に、みなとみらい21中央地区の臨港パークから、新港ふ頭客船ターミナル、赤レンガ倉庫、大さん橋国際客船ターミナル、山下公園に至るまでの水際線は横浜の顔であり、いつも多くの市民や観光客で賑わっています。

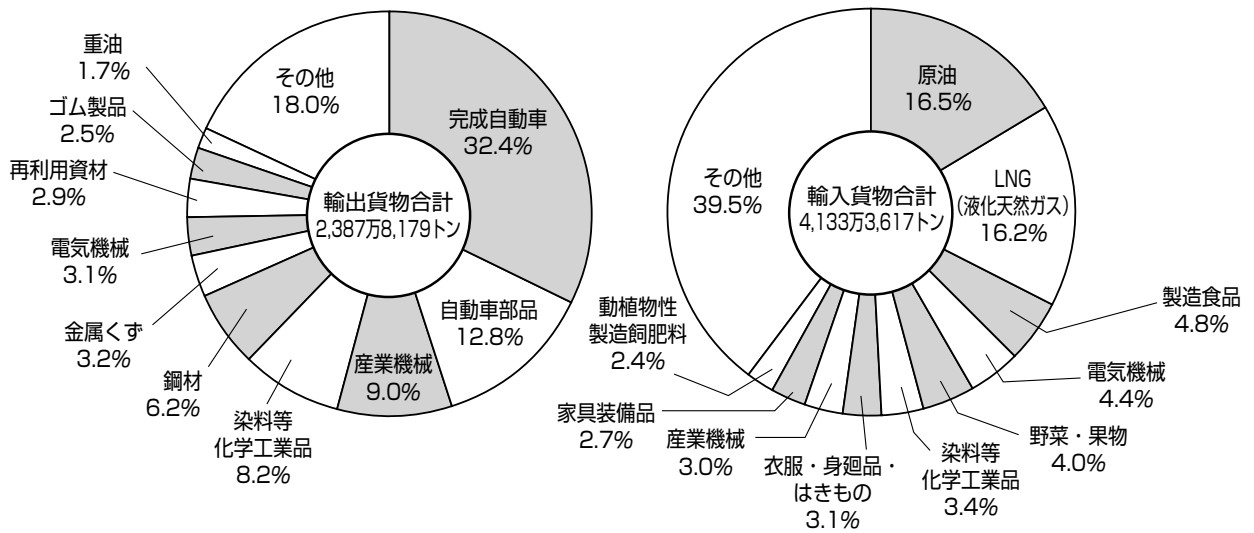
また、帆船日本丸・横浜みなと博物館や、横浜・八景島、横浜ベイサイドマリーナなど多彩な施設も充実し、横浜港は、賑わいのある市民の皆さんの「みなと」として、さらにその魅力を増しています。

■横浜港の入港船舶、貨物取扱実績 (令和2年)

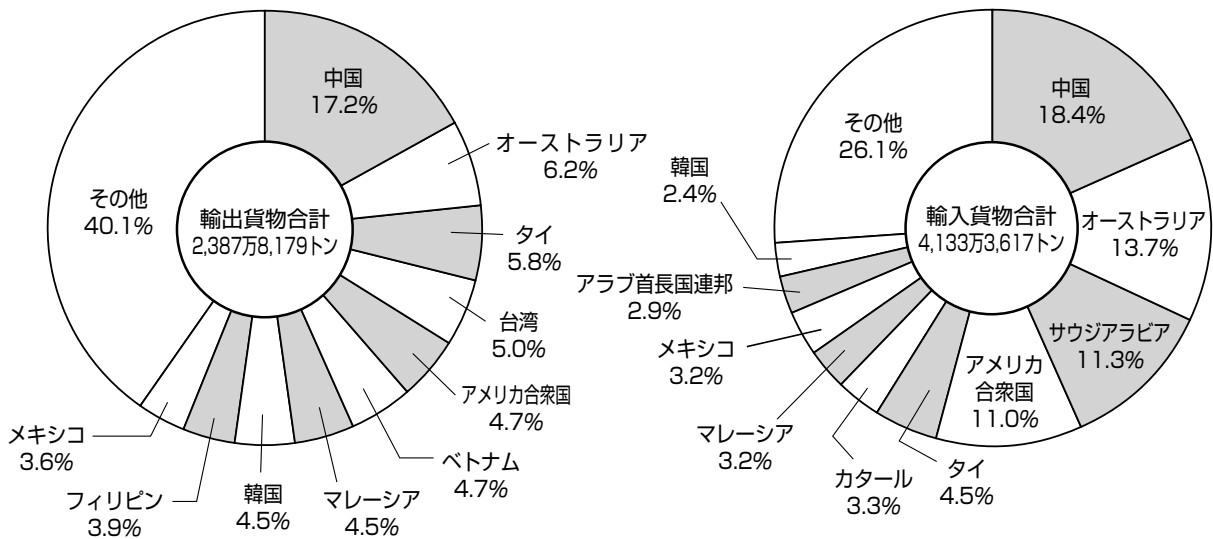
主要指標	単位	数量	前年比
入港隻数	隻	28,995	89.8%
船舶総トン数	千総トン	264,581	88.5%
外航船	隻	8,525	90.2%
うちフルコンテナ船	隻	4,610	95.4%
隻数	隻		
総トン数	千総トン	124,764	96.3%
内航船	隻	20,470	89.6%
海上貨物量合計	千トン	93,623	84.6%
外貨合計	千トン	65,212	81.6%
輸出	千トン	23,878	80.5%
輸入	千トン	41,334	82.2%
うちコンテナ貨物	千トン	35,979	89.6%
合計	千トン		
輸出	千トン	14,023	86.8%
輸入	千トン	21,956	91.5%
内貨	千トン	28,411	92.6%
貿易額※1 合計	億円	98,744	83.4%
輸出	億円	58,200	83.8%
輸入	億円	40,545	82.9%

※1：横浜税関資料より

■外国貿易主要品種（令和2年）



■外国貿易主要国（令和2年）



■横浜港の経済波及効果（平成29年7月公表）

	直接効果			直接効果計	間接効果	経済波及効果 直接効果+間接効果
	物流機能	生産機能	観光文化機能			
所得創出効果 (百万円)	581,795	1,093,796	1,031,493	2,707,084	1,293,601	4,000,686
	4.5%	8.4%	8.0%	20.9%	10.0%	30.8%
雇用創出効果 (人)	69,220	105,531	129,208	303,959	173,862	477,821
	4.3%	6.6%	8.1%	19.1%	10.9%	30.0%

第 2 部

市政編

■第 1 章
横浜市基本構想(長期ビジョン)と横浜市中期 4 か年計画

■第 2 章
令和 3 年度
予算と主要事業

■第 3 章
市政への提言と指針

■第 4 章
市政の仕組み

■第 5 章
18 区のプロフィール

■第 6 章
各局統括本部の事業案内
(第 2 分冊に掲載)

第 1 章

横浜市基本構想（長期ビジョン） と横浜市中期 4 か年計画

本市では、市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、平成 18 年 6 月に、横浜のこれからのおおむね 20 年間に展望した市政の根本となる指針として、「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を策定しました。

これまでに築いてきた実績を礎に、将来に向け、横浜をさらに飛躍させていくために、「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」を策定しました。

なお、策定にあたっては、横浜市議会基本条例（平成 26 年 4 月施行）に基づき、本計画の「政策の目標・方向性」、「現状と課題」などに関する部分を議案としてとりまとめ、平成 30 年第 3 回市会定例会に提出し、平成 30 年 10 月 4 日に議会の議決をいただきました。

◆横浜市の計画の構成

○基本構想

「横浜市基本構想（長期ビジョン）」は、平成 18 年からのおおむね 20 年間にわたり、横浜が目指すべき都市の姿を描いたものです。

横浜の様々な計画などの最上位に位置づけられる、市政運営の根本となるものです。

○中期 4 か年計画 2018～2021

「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」は、2030 年を展望した中長期的な戦略、計画期間の 4 年間に重点的に推進すべき政策及び政策を進めるにあたり土台となる行財政運営を示したものです。

◆横浜市基本構想（長期ビジョン）

「横浜市基本構想（長期ビジョン）」は、平成 18 年からのおおむね 20 年間にわたり横浜が目指すべき都市の姿を描いています。横浜にかかわるすべての個人や団体、企業、行政などが課題を共有しながら取り組んでいくための指針であるとともに、横浜市の様々な計画などの最上位に位置づけられる、市政運営の根本ともなる指針です。

平成 21 年に開港 150 周年・市政 120 周年を迎えることも契機に、旧基本構想を 33 年ぶりに見直し、人口減少・少子高齢社会の到来、社会経済のグローバル化の進行などの社会情勢を踏まえ、新しい基本構想を平成 18 年 6 月 23 日に策定しました。

○策定経過

平成 17 年 2 月から、約 1 年 5 か月間にわたり、「横浜国際港都建設審議会」（会長：伊波 洋之助 横浜市会議長（当時）、起草委員長：明石 康 元国連事務次長）を中心として、市民提案グループなど多くの市民の皆さんとともに活発な議論を重ね、最終的に横浜市会の議決を経て策定しました。

○これからの 20 年、横浜が目指す都市の姿～市民力と創造力により新しい「横浜らしさ」を生み出す都市～

横浜は、平和や人権の尊重を基調として、世界との窓口として歴史的に果たしてきた役割を常に認識しながら、知恵と活力を最大限に発揮し、市民の皆さんが生き生きと暮らせる魅力あふれる都市であり続けます。

また、年齢や性別、障害の有無や国籍にとらわれることなく、多様な個性を尊重し、市民自らが多様な力を地域社会で発揮します。

市民の皆さんの意識と行動が、これからの横浜を形づくりまします。新しい「横浜らしさ」を生み出し世界に発信することで、横浜は常に新たな魅力と活力を創造し続けます。

【市民力】市民の活力と知恵の結集

横浜の最大の活力の源は、多様で豊富な人材と、活発な市民活動です。

市民の皆さん一人ひとりが広い視野と責任感を持って自発的に地域や社会活動に参画し、知恵と行動を結集することにより、生き生きと暮らせる都市の魅力と活力をつくりあげていきます。

【創造力】地域の魅力と創造性の発揮

横浜の最大の魅力は、豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的な都市景観に加え、多様な文化や人々を受け入れてきた開放性と進取の気風です。国内外から人や企業、国際機関などが集まり、それぞれの知恵や文化の融合により新たな魅力を創造し、世界で活躍する人をはぐくむ、躍動する創造的都市をつくりあげていきます。

○都市像を支える5つの柱

①世界の知が集まる交流拠点都市

知的財産や活動の重要性が高まる中で、国内外の知識や人が集まる場を豊富に提供するとともに、次代を担う子どもたちを社会で温かく見守り、充実した教育環境の下、世界で活躍する人々をはぐくみます。

国際機関や研究活動の場が集まる横浜で、私たちと、世界から集まる多様な文化や技術を持つ人々が交流し、互いに切磋琢磨することにより、新しい文化芸術や先進的技術を生み出し、特色ある都市の創造性を発信することで、横浜は世界の知識と知恵の拠点を目指します。

②新たな活躍の場を開拓する活力創造都市

社会経済のグローバル化や情報化が進み、都市間競争が激しくなる中で、横浜から新たなビジネスチャンスと企業活動を生み出すことにより、国内外から企業の集積を進め、多くの人に活躍の場を提供していきます。

高度な技術や人の集積による都市の創造力と、新しい就業の場の創出により、横浜は人も企業も躍動する活力あふれる都市を目指します。

③多様な働き方や暮らしができる生活快適都市

働き方が多様化し、年齢や性別による固定的な役割が変化する中で、個人の価値観に応じて、働きながら地域や家庭で心豊かな生活を送ることができるような、高齢者や女性も生き生き暮らせるライフスタイルを実現していきます。

また、自然環境や都市景観など地域の特性に応じたまちづくりを市民の皆さん自らが愛着を持って行うことにより、横浜は豊かな生活環境のある快適で暮らしやすい都市を目指します。

④市民の皆さんの知恵がつくる環境行動都市

地球規模での環境問題がより深刻化する中で、身近なところで積極的に環境を守り、質の高い環境を創造していく行動を積み重ね、世界の一員としての役割を果たします。

世界から環境に関する情報や技術、人が集まり、その交流の中から新たな環境技術や取組を生み出すとともに、人と自然が共生し、環境と経済の好循環を実現する都市の姿を世界に発信することで、横浜は環境の港を目指します。

⑤いつまでも安心して暮らせる安全安心都市

少子高齢社会の進行や人口の減少により、地域コミュニティが変化しても、そこで生活する人々が、人と人とのつながりを大切にし、互いに支え合うことができれば、暮らしの安全と安心が生まれます。

横浜は、一人ひとりの知恵と行動力を結集しつつ、セーフティネットの行き届いた社会の仕組みをつくりあげていくことにより、いつまでも心豊かに暮らせる都市を目指します。

○実現の方向性と取組

- ①多様な文化を持つ人々と共に生きよう
- ②充実した学びにより豊かな人生を送ろう
- ③子どもを温かく見守りのびのびと育てよう
- ④横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう
- ⑤活発な情報交流により新たな可能性を創造していこう
- ⑥個性を生かして働ける社会をつくろう
- ⑦暮らしやすい快適なまちづくりをしよう
- ⑧地球にやさしい都市環境を未来へ引き継ごう
- ⑨住み続けたいと感じられる魅力をつくろう
- ⑩ゆとりをもって安心して暮らそう

○実現のための基本姿勢

・市民力の発揮～新しい公共の創造～

【市民主体の取組】

自らできることは自らが行うことを基本とし、世代間で互いに助け合い、連携しながら、市民の皆さんが主体となって自主的に知恵と行動を結集し、取り組めます。

【協働による取組】

市民の皆さんと行政が互いに特性を生かし、地域課題や社会的な課題に協働して取り組み、多様なニーズへきめ細かく対応することで、市民生活の質の向上を目指します。

・行政の役割～自律と分権の地方自治を目指して～

地方分権の流れの中で、特色ある「横浜らしさ」を発信し、新たな魅力と活力を創造するためには、市民の皆さんとの協働による「自治」と「経営」を進めるとともに、行財政改革に取り組み、持続可能な行財政運営を行い、市民満足度の高い自主的・自律的な大都市運営を目指します。

◆横浜市中期4か年計画2018～2021

「横浜市中期4か年計画2018～2021」は、これまでに築いてきた実績を礎に、将来に向け、横浜をさらに飛躍させていくための政策や行程を示した4か年の計画です。

○策定経過

平成30年1月に「新たな中期計画の基本的方向」、5月に「横浜市中期4か年計画2018～2021（素案）」、9月に「横浜市中期4か年計画2018～2021（原案）」を公表しました。計画の策定にあたっては、市民の皆さんへのアンケートや外部有識者へのヒアリング、各種団体への説明、パブリックコメントの実施など、様々な手法で幅広く意見を募集し、参考にしました。

○全体像

横浜市中期4か年計画2018～2021は、「中長期的な戦略」、「38の政策」、「行財政運営」から構成されており、「中長期的な戦略」では、2030（令和12）年を展望した、横浜の持続的成長・発展を実現するための6つの戦略、「38の政策」では、計画期間の4年間に重点的に推進すべき政策、「行財政運営」では、政策を進めるにあたっての土台となる持続可能な行財政運営の取組を示しています。

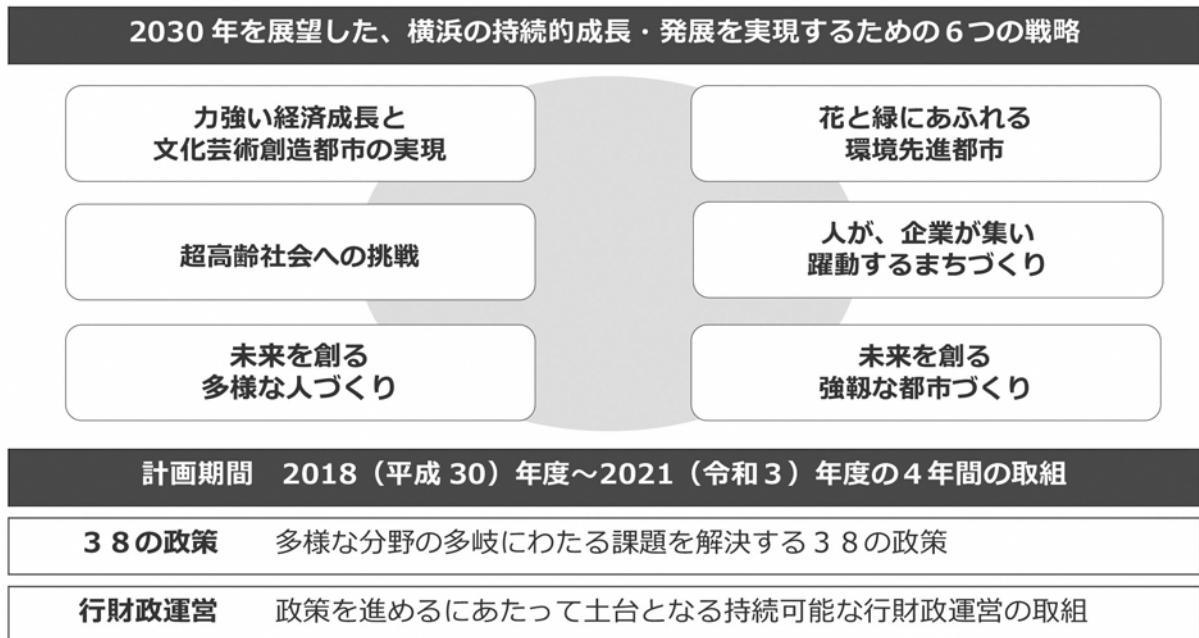
◆基本姿勢

本計画を策定・推進するにあたっての基本姿勢として、次の点を重視して取組を進めていきます。

- (1) SDG s（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた取組
SDG s の 17 の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題であり、持続可能な開発のため、経済・社会・環境の統合的取組に重点が置かれ、地方自治体も含んだ幅広い関係者の連携が重視されています。本市としても、あらゆる施策においてSDG s を意識して取り組んでいきます。
- (2) データ活用・オープンイノベーションの推進
市民ニーズの複雑・多様化が進む一方、社会のデジタル化が進展し、より効果的なデータの分析・活用ができる環境が整いつつあります。このため社会的課題の解決や、新たな価値・サービスの創出に向け、データ及び先端技術の活用や、市民、企業、大学研究機関等と連携したオープンイノベーションの取組を進めていきます。
- (3) 地域コミュニティの視点に立った課題解決
少子高齢化の進展などにより家族や地域のあり方が変化する中で、身近な地域の課題を解決するためには、地域の様々な団体・人々がつながり、お互い協力していくことが重要になります。そのため、区局が連携し、地域において様々な取組を進める方々に寄り添いながら、地域コミュニティを支える取組を進めていきます。

◆計画の構成

2030 年を展望した中長期的な戦略と、計画期間の 4 年間の 38 の政策・行財政運営で構成します。人権尊重の考え方に立ち、計画を推進していきます。



◆計画の PDCA

社会経済状況の変化に柔軟に対応する、中長期的な戦略、38 の政策、行財政運営、それぞれの P D C A サイクルにより、しっかりと検証しながら進める計画としていきます。

	2018(平成 30)年	2019(令和元)年	2020(令和 2)年	2021(令和 3)年	2030(令和 12)年
中長期的な戦略	進捗状況や社会経済状況の変化を踏まえ、実現性を高めるために柔軟に対応し、戦略の方向性に沿った取組を進めていきます。				検証
38 の政策 行財政運営	毎年度の進捗状況を把握し、政策の方向性に沿った政策推進のための最適な手法の選択や、予算編成等に活用することにより、取組の効果を高めていきます。				—
	↔	↔	↔	↔	
	} 計画期間				

第 2 章

令和 3 年度 予算と主要事業

令和 3 年度予算の概要

令和 3 年度は、中期 4 か年計画の最終年度であると同時に、特に新型コロナウイルス感染症の拡大が、市民生活や経済活動に大きな影響を与えている現状を踏まえ、「市民の命と医療を守り、市民に寄り添い、市内経済を再生し、そして更なる飛躍につなげる」ことに重点をおいて、取り組めます。

一 令和 3 年度の主な取組一

(1) 力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現

中小企業・小規模事業者への総合的な支援（訪問相談、設備投資・販路開拓の経費助成、資金繰り支援）、商店街の振興（プレミアム付商品券の発行支援、社会課題解決に取り組む商店街支援）、戦略的な企業誘致とイノベーション創出（企業誘致の促進、「グローバル拠点都市」の推進）、公民連携による国際技術協力の推進（Y-P O R T 事業）、市内企業の海外ビジネス支援、活力ある都市農業の展開（スマート農業技術の導入支援、新規就農者等の多様な担い手に対する支援）に取り組めます。また、区民文化センターの整備（瀬谷区、港北区、都筑区での整備、金沢区での基礎調査）、芸術創造の推進（次世代育成、海外劇場等とのネットワークづくり）、文化芸術活動に対する支援（文化芸術事業に対する感染症対策経費等の支援）、横浜らしい特色のある芸術フェスティバルの開催（「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2021」開催）、国内外からの誘客促進（市内観光の復興支援、観光資源の充実・開発、観光・M I C E 戦略の策定）、グローバル M I C E 都市としての競争力強化（新たな開催形態に対応した M I C E の支援）のほか、ラグビーワールドカップレガシーの推進（ラグビー競技の普及、芝生の練習場等の整備）、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催（感染症対策を踏まえた大会運営、機運醸成）を行います。

(2) 花と緑にあふれる環境先進都市

ガーデンシティ横浜の推進（「ガーデンネックレス横浜 2021」等の開催）、国際園芸博覧会の開催に向けた取組（事業計画等の検討、開催組織の設立に向けた準備）を行います。また、「S D G s 未来都市・横浜」の実現（横

浜市 S D G s 認証制度“Y-S D G s”を軸とした推進）、グリーン成長につながる 2050 年の脱炭素社会実現に向けた取組の推進（再エネの普及・拡大、技術革新等の取組の加速）、将来を見据えたごみ焼却工場の再整備（鶴見工場の長寿命化対策工事、保土ヶ谷工場の整備計画策定）、プラスチック対策の推進・食品ロスの削減（民間事業者等と連携した取組や啓発）に取り組めます。

(3) 超高齢社会への挑戦

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制、救急医療体制の確保（ワクチン接種の実施、コールセンター運営、検査費自己負担助成、医療機関への支援金支給）、福祉施設の感染防止、継続運営に向けた支援（感染症対策経費助成、I C T 活用促進）を行います。また、生活習慣病予防対策の強化（「第 2 期健康横浜 2 1」の最終評価を実施し、次期計画の策定に着手）、地域包括ケアシステムの構築・推進（もの忘れ検診の拡充）、特別養護老人ホームの整備（年間約 600 人分の整備）のほか、介護人材の確保に向けた取組の推進（入門的研修オンライン実施、介護職員の宿舍整備費補助）、2025 年に向けた医療機能の確保（医療人材の確保・育成支援、I C T の活用意識調査、在宅医療の推進）、地域医療の充実・強化（A Y A 世代がん患者への相談支援体制の整備）、救急救命体制の充実・強化（日勤救急隊 3 隊の増隊）に取り組めます。

(4) 人が、企業が集い躍動するまちづくり

区内・区外地区の活性化の推進（旧市庁舎街区、港町民間街区の開発に向けた協議）、エキサイトよこはま 2 2 の推進（横浜駅西口駅前広場整備、横浜駅きた西口鶴屋地区再開発）に取り組むとともに、地域交通の維持・充実（地域の総合的な移動サービスのあり方検討、バス路線の維持・充実に向けた走行環境整備）、通学路等の安全確保、踏切安全対策の推進（未就学児の移動経路や交差点等の安全対策の推進）に取り組めます。また、市営住宅の再生（金沢区瀬戸橋住宅建替、港南区野庭住宅再生ビジョン策定、旭区ひかりが丘住宅住戸改善）、米軍施設の跡地利用（旧上瀬谷通信施設、旧深谷通信所、根岸住宅地区）に取り組めます。

(5) 未来を創る多様な人づくり

妊娠期からの切れ目のない支援（特定不妊治療費助成

の拡充、不育症検査費助成の創設)、保育・幼児教育の充実(2,155人分の認可保育所等整備)、小児医療費の助成(1、2歳児の所得制限撤廃)に取り組むとともに、放課後の居場所づくり(放課後キッズクラブの質的充実、利用料減免対象世帯の拡充)、子どもの可能性を広げる教育の推進(小学校高学年における一部教科分担制の推進、部活動指導員の配置拡充)、GIGAスクール構想の推進(ICT支援員の派遣、「1人1台端末」活用による学びの充実)、多様な教育的ニーズに対応した教育の推進(日本語指導が必要な児童生徒への支援体制拡充)、中学校給食(デリバリー型)の実施(安全・安心で質の高い給食の提供)、より良い教育環境の整備(体育館空調設備設置、学校建替え、少人数指導体制整備に向けた小学校改修)に取り組めます。また、子どもの貧困対策の推進(寄り添い型生活・学習支援の拡充、ひとり親世帯への支援充実)、児童虐待対策の充実(「こども家庭総合支援拠点」機能の設置による相談対応等の強化)、障害児・者の地域生活支援の充実(重度障害者の移動支援拡充、医療的ケア児・者等の実態調査)、総合的な依存症対策の推進(「横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)」策定)、ひきこもり状態にある方への支援の充実(中高年のひきこもり状態にある方への支援体制強化)、生活に不安を抱える方への支援(住居確保給付金支給、自立相談支援員の増員)、雇用機会の創出・就職支援(緊急雇用創出事業の実施、WEB合同就職面接会の開催)、協働による地域づくりの推進(市民公益活動、地域の防犯活動への支援)に取り組めます。

(6) 未来を創る強靱な都市づくり

災害情報の伝達手段の強化(防災スピーカー90か所増設)、災害時の感染症対策(医療救護隊の資器材配備)、地震・地震火災に強い都市づくりの推進(ブロック塀等改善工事への補助、防火規制区域内の建築物不燃化)、消防団活動の充実強化と消防本部機能の強化(消防団員報酬額の引き上げ、新消防本部庁舎の建築工事)、局地的な大雨等への対策の推進(河川改修、雨水幹線整備等の推進)に取り組めます。また、緊急輸送路等の整備、道路の無電柱化の推進(環状3号線等の都市計画道路の整備、環状2号線等の無電柱化の推進)、連続立体交差事業の推進(星川駅~天王町駅間の事業推進、鶴ヶ峰駅付近の都市計画手続き)、神奈川東部方面線整備事業の推進(相鉄・東急直通線(羽沢横浜国大~日吉間)の整備推進)、高速鉄道3号線延伸事業の推進等・グリーンラインの6両化(6両化に向けた駅等改良工事)、ふ頭機能の再編・強化の推進(新本牧ふ頭の整備推進、大黒ふ頭自動車取扱機能の強化)に取り組めます。

なお、限られた経営資源の中で必要な施策を推進するため、徹底した事務事業の見直しに取り組むとともに、行政サービスを向上するため、デジタル化を推進します。併せて、「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」を踏まえた財政運営を推進します。

■「施策の推進と財政の健全性の維持」の両立

「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例(以下、「財政責任条例」という。)」を踏まえ、施策の推進と財政の健全性の維持を両立し、持続可能な財政運営に取り組んでいます。そのため、「中期4か年計画2018~2021」では、「横浜方式のプライマリーバランス(以下、「横浜方式PB」という。)」の4か年通期での均衡確保」や「一般会計が対応する借入金残高の管理」、「未収債権額のさらなる縮減」、「保有資産の戦略的

活用」などを財政目標として設定しています。

これらのうち、「横浜方式PB」の4か年通期での均衡確保「一般会計が対応する借入金残高の管理」は、元年度決算や2年度当初予算時までは目標達成に向けた進捗を図ることができていました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により社会環境が激変し、歳入の中心を占める市税は2年度から減収に転じ、3年度は過去最大の減収となる見込みです。そこで、コロナ禍の大幅な一般財源の減収等により市民生活や市内経済に支障が生じないよう、財政目標を変更し、追加で赤字地方債を活用することとしました。

①市債活用

「中期4か年計画2018~2021」で設定した計画的な市債活用の考え方を基本としつつ、コロナ禍で大幅な減収となる市税等の一般財源の補填などに、2年度と3年度の国の地方財政措置の範囲で財政目標を変更し、「さらなる赤字地方債(コロナ対策)」と定義して695億円を活用することとしました。内訳は、2年度分が195億円、3年度分が500億円です。

市民に身近な施設整備や公共施設の保全・更新など公共投資に必要な建設地方債は、3年度から2年度への前倒し補正活用分も含め計画どおりの活用とし、3年度は938億円を計上しました。この結果、3年度の市債活用額の合計は、「中期4か年計画2018~2021」で予定していた臨時財政対策債(280億円)も含めると、1,718億円となりました。

②一般会計が対応する借入金残高の管理

3年度末の一般会計が対応する借入金残高は、3兆1,785億円となる見込みです。目標値として設定した平成29年度末残高見込みに比べ235億円の増となり、コロナ禍での「さらなる赤字地方債(コロナ対策)」の活用による影響です。また、「さらなる赤字地方債(コロナ対策)」を除いた3年度末残高は3兆1,090億円の見込みで、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ財政目標は達成できる見込みでした。

③財源確保の取組

多額な財源不足(▲970億円)を抱えスタートした3年度予算編成では、職員一人ひとりが全庁的な事務事業の見直し方針を理解し、中期4か年計画事業も含めたスケジュールの練り直しやコロナ禍にあった事業手法の採用など、徹底した歳出抑制に取り組むとともに、国との連携等による国費等の特定財源の確保に積極的に取り組みました。

また、2年度中の執行見込額を洗い出し、2年度2月補正予算で可能な限りの減額補正を行い、3年度予算の財源として活用できる「財源の年度間調整額」を捻出しました。

一方、大規模な土地売却収入は見込めず、コロナ禍にあって外郭団体からの繰上償還金を見込むことも難しい中、義務的経費である社会保障経費は構造的に増加していきます。

こうした中で、基金残高や健全化判断比率への影響等を考慮しつつ、透明性を高めた財政運営を行い起債市場からの信頼確保に最大限努めていくことを前提に、減債基金を活用することとしました。

④債権管理の適正化の推進

未収債権額の縮減や、収納率の向上に向けて、債権管理の適正化を推進します。

「中期4か年計画2018~2021」の目標値(令和3年度末における未収債権額220億円)を目指しつつ、令和3年度は、コロナ禍の状況を踏まえ、債務者の実情

に応じた債権管理を進めます。また、引き続き、民間事業者を活用した電話による納付案内や弁護士への徴収委任を効果的に実施していきます。職員研修を通してコロナ禍における債権管理に関する情報やノウハウの庁内共有を図り、未収債権の早期解決等もさらに進めていきます。

⑤保有資産の適正管理・戦略的な活用

本市で保有する土地・建物について、適正な管理のもと、利活用が可能と考える資産については、公共公益的な利用をはじめ、財源確保に向けた売却等を積極的に進めます。

市立小中学校や市営住宅等の公共建築物については、建替えなどの機会をとらえた多目的化や複合化等の再編整備に取り組みます。また、今後も公共施設を通じたサービスを維持していくため、将来を見据えた公共施設のあり方の検討を進めていきます。

用途廃止施設等の資産については、令和2年12月に改定した「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」を踏まえ、民間事業者のノウハウを活かしながら、まちづくりの促進や地域課題の解決につながるような利活用を進めるとともに、利用見込みのない代替地等については、各区局と連携のうえ、公募売却を推進します。

また、公有財産の管理においては、先行取得資金保有土地の適正化を進めるとともに、財産の点検・改善、区局職員の人材育成等の取組や固定資産台帳の円滑な運用等の対応を進めていきます。

■歳入について

市税収入は、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響などを踏まえ、令和2年度当初予算額に

比べて488億円減となる7,953億円を見込んでいます。

主な税目では、個人市民税は、雇用環境の悪化による給与所得納税者数の減などにより294億円の減、法人市民税は、企業収益の減少や税制改正の影響などにより146億円の減、固定資産税、都市計画税は、税制改正の影響などにより、あわせて52億円の減となる見込みです。

【歳出】

(億円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	比 較	
			増△減	増減率
人 件 費	3,726	3,713	14	0.4
扶 助 費	5,331	5,206	125	2.4
行政運営費	4,925	2,700	2,225	82.4
行政推進経費	4,488	2,202	2,286	103.8
行政基盤経費	437	498	△ 61	△ 12.3
施設等整備費	2,269	2,016	253	12.5
市単独事業費	1,610	1,288	321	24.9
国庫補助事業費	659	728	△ 69	△ 9.4
公 債 費	1,888	1,892	△ 3	△ 0.2
繰 出 金	1,933	1,874	59	3.2
合 計	20,073	17,400	2,672	15.4

注：各項目で四捨五入をしているため、合計と一致していません。

表3 施設等整備費の状況

(億円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増△減	増減率
一 般 会 計	2,269	2,016	253	12.5
特 別 会 計	642	563	80	14.2
公営企業会計	1,392	1,475	△ 84	△ 5.7

注：各項目で四捨五入をしているため、「増△減」と一致していません。

表1 会計別予算

(億円、%)

会 計	令和3年度	令和2年度	増減率
一 般 会 計	20,073	17,400	15.4
特 別 会 計	13,013	12,697	2.5
公営企業会計	5,934	5,963	△ 0.5
総 計	39,020	36,060	8.2
純 計※	32,477	29,141	11.4

※ 会計間で相互にやりとりする重複部分を除いた額

表2 一般会計予算総括表

【歳入】

(億円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	比 較	
			増△減	増減率
市 税	7,923	8,441	△ 518	△ 6.1
地方交付税	230	200	30	15.0
地方特例交付金	113	51	63	123.8
地方譲与税	87	90	△ 3	△ 3.2
県税交付金	1,056	1,101	△ 45	△ 4.1
国・県支出金	4,806	4,253	554	13.0
市 債	1,718	1,267	451	35.6
建設地方債 (計画値)	938	967	△ 29	△ 3.0
臨時財政対策債 (計画値)	280	300	△ 20	△ 6.7
臨時財政対策債 「さらなる赤字地方債 (コロナ対策)」	500	-	500	皆増
その他の収入	4,139	1,998	2,141	107.1
合 計	20,073	17,400	2,672	15.4

注：各項目で四捨五入をしているため、合計と一致していません。

表4 会計別総括表

(億円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減率
一 般 会 計	20,073	17,400	15.4
特 別 会 計	13,013	12,697	2.5
国民健康保険事業費	3,175	3,164	0.4
介護保険事業費	3,147	2,936	7.2
後期高齢者医療事業費	845	824	2.5
港湾整備事業費	457	375	22.0
中央卸売市場費	32	31	4.0
中央と畜場費	35	51	△ 30.4
母子父子寡婦福祉資金	11	10	11.1
勤労者福祉共済事業費	5	5	7.1
公害被害者救済事業費	0.4	0.4	0.5
市街地開発事業費	122	95	28.9
自動車駐車場事業費	5	5	2.1
新墓園事業費	16	17	△ 2.8
風力発電事業費	1.0	0.9	22.4
みどり保全創造事業費	124	127	△ 2.0
公共事業用地費	524	119	342.0
市 債 金	4,512	4,939	△ 8.6
公 営 企 業 会 計	5,934	5,963	△ 0.5
下水道事業	2,534	2,524	0.4
埋立事業	457	375	22.0
水道事業	1,298	1,266	2.5
工業用水道事業	52	51	3.8
自動車事業	235	253	△ 7.2
高速鉄道事業	891	952	△ 6.3
病院事業	466	543	△ 14.2
全 会 計 総 計	39,020	36,060	8.2
(全会計純計※)	32,477	29,141	11.4

※会計間で相互にやりとりする重複部分を除いた額

注：各項目で四捨五入をしているため、合計と一致していません。

また、市民税均等割の超過課税である横浜みどり税は、28億円を見込んでいます。

なお、ふるさと納税による税収への影響額（減収額）は、▲157億円としています。

地方交付税については、国の予算等を踏まえ、普通交付税220億円、特別交付税10億円、合計230億円（対前年度比15.0%増）を計上しました。

県税交付金については、地方消費税交付金の減（73億円）などにより、総額で45億円減の1,056億円（対前年度比4.1%減）を計上しました。

国・県支出金について、国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う補助金等の皆増（250億円）、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の皆増（89億円）などにより、508億円増の3,862億円（対前年度比15.1%増）を計上しました。県支出金は、衆議院議員総選挙の実施に伴う衆議院議員選挙費委託金の皆増（13億円）、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の皆増（11億円）などにより、46億円増の944億円（対前年度比5.1%増）を計上しました。

市債については、「中期4か年計画2018～2021」の活用計画額に加え、コロナ禍での市税等の一般財源の減収等を補うため、財政目標を変更し、「さらなる赤字地方債（コロナ対策）」を500億円発行することとし、1,718億円を計上しました。

その他の収入について、中小企業制度融資預託金元利収入の増（1,566億円）や横浜北西線の資産売却収入の増（338億円）などにより、4,139億円となっています。

■歳出について

人件費については、新型コロナウイルス対応に係る保健所等の体制強化、児童相談所の体制強化、マイナンバーカード交付への対応などにより、全体で14億円増の3,726億円（対前年度比0.4%増）を計上しました。

扶助費については、保育・教育に係る給付の増（53億円）や、住居確保給付金の増（18億円）などにより、全体で125億円増の5,331億円（対前年度比2.4%増）を計上しました。

公債費については、元金が1,639億円、利子等が249億円となり、全体で1,888億円（対前年度比0.2%減）を計上しました。

行政運営費については、新型コロナウイルスワクチン接種事業の皆増（250億円）、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた令和2年度及び3年度の融資枠拡充に伴う中小企業制度融資事業の増（1,566億円）、横浜北西線の資産売却収入を活用した（一財）横浜市道路建設事業団債務の早期返済（249億円）などにより、全体で2,225億円増の4,925億円（対前年度比82.4%増）を計上しました。

施設等整備費については、建設地方債の計画的活用の範囲で、市民生活に身近な道路・公園・河川・学校施設の整備・営繕、将来に向けた投資を行うとともに、（一財）横浜市道路建設事業団の資産買取を行うことなどにより、2,269億円（対前年度比12.5%増）を計上しました。

繰出金については、介護保険事業費会計繰出金の増（27億円）や後期高齢者医療事業費会計繰出金の増（13億円）などにより、59億円増の1,933億円（対前年度比3.2%増）を計上しました。

令和3年度の主要事業

◇力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現

（単位：百万円）

事業名	事業費	説明	局名
中小企業・小規模事業者への総合的な支援	197,244	横浜経済の再生に向け、中小企業・小規模事業者の事業の継続・展開を力強く支援するため、令和2年度2月補正で行う小規模事業者への訪問相談等を通じて、設備投資・販路開拓に係る経費助成などの効果的な支援策につなげていきます。制度融資においては、リーマンショック時（平成20年度）の実績を上回る2,300億円の融資枠を確保するとともに、一部の融資メニューを受ける際に必要なセーフティネット保証等の認定申請手続のオンライン化を更に進めます。また、新型コロナウイルス感染症によるビジネス環境の変化等が及ぼす横浜経済への影響や、今後の施策の方向性について、調査・検討を実施します。	経済局
商店街の振興	268	商店街が消費喚起策として行うプレミアム付商品券の発行を支援します。また、SDGsなどの社会課題解決に取り組む商店街を支援するほか、商店街会員によるプロジェクトを立ち上げ、ウィズコロナ社会における商店街活性化策を検討します。さらに、商店街組織の持続化に向け、ICT導入や次世代の担い手育成を支援します。	経済局
戦略的な企業誘致とイノベーション創出	2,970	働き方やオフィス立地動向の変化を捉え、「イノベーション都市・横浜」の推進や関内地区のまちづくり施策などとも連動させながら、国内企業・外資系企業の誘致を積極的に展開します。また、I・TOP横浜とLIP・横浜の連携を強化し、特にヘルスケア分野に重点を置いて、イノベーション創出を推進します。さらに、「グローバル拠点都市」として、国や他都市と連携し、国内外から人・企業・投資を呼び込むビジネス環境を構築します。	経済局
公民連携による国際技術協力の推進（Y-PORT事業）、市内企業の海外ビジネス支援	117	海外都市や国際機関等との連携を通じて、公衆衛生の改善への寄与も視野に、公民連携による国際技術協力を推進します。Y-PORTセンターの進化・高機能化を進め、最新技術・オンラインによる通信機能を活用した情報発信の強化や、国際会議の開催等によるビジネス機会の創出、市内企業等の海外インフラビジネスの案件形成支援を促進します。この他、海外のビジネス機会の創出に向けて、本市海外事務所における、市内企業と海外企業のオンライン商談等に用いるオンライン会議同時翻訳システムの導入や、オンラインでの現地セミナー等を開催し、市内企業の海外ビジネス展開に寄与します。	国際局

外国人材の受入れ・共生の推進	127	横浜市多文化共生総合相談センター及びよこはま日本語学習支援センターを円滑に運営し、在住外国人の支援を推進するとともに、国際交流ラウンジの機能強化に向けたコーディネーターの配置を4区に拡大します（鶴見区、中区、南区、緑区）。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、在住外国人への情報提供・相談対応等を強化するため、区・国際交流ラウンジ・横浜市国際交流協会におけるICT機器を活用した通訳・翻訳対応及び事業のリモート化支援等を行います。	国際局
活力ある都市農業の展開	160	活力ある農業経営につながる取組として、ICT活用等のスマート農業技術の導入支援等、多様なニーズに対応した生産振興と、都市農業の新たな担い手である新規就農者に対する農業機械等の導入に必要な経費の助成や農福連携の参入促進の検討など、多様な担い手に対する支援を進めます。北部下水道センター内に設置する環境制御型モデルハウスに最先端のスマート農業機器を導入し、離れた場所からでも農産物の生育管理が可能となる新しい農業の実証実験・PRを進めるとともに、下水道資源（二酸化炭素、熱、再生水等）の有効活用を図ります。	環境創造局
区民文化センターの整備	1,711	市民の主体的、創造的な文化芸術活動の身近な拠点となる区民文化センターを、各区の特性に応じて瀬谷区、港北区、都筑区で整備します。また、金沢区で基礎調査を実施します。	文化観光局
芸術創造の推進	39	舞台芸術の活性化や文化芸術による次世代育成のほか、海外劇場等とのネットワークづくりを推進します。また、ワークショップの開催や多様な媒体を活用した広報に取り組みます。	政策局
文化芸術活動に対する支援	109	市内の文化施設を利用してリアルで実施される文化芸術事業に対し、新型コロナウイルス感染症対策経費や会場費などを支援します。また、文化芸術関係者の多様な相談に税理士・弁護士等の専門資格者が対応する特別相談窓口「YES!」を運営します。	文化観光局
横浜らしい特色のある芸術フェスティバルの開催	473	横浜の「街」そのものが舞台、次世代育成、社会包摂、国際発信の4つをコンセプトとして、ダンスフェスティバル「Dance Dance Dance @YOKOHAMA 2021」を開催します。公募による市民とゲストのアーティストが出演するステージやトップアーティストによる公演などを実施し、横浜らしい特色ある文化芸術を発信します。	文化観光局
世界から選ばれる都市型イルミネーションの創出	300	横浜におけるナイトタイムエコノミー活性化の契機とするため、都心臨海部において、夜を美しく彩る横浜ならではの都市型イルミネーションを実施し、街全体で光と音の演出を行います。より一体感ある演出とするため、光の演出ポイントを増やすとともに、街を回遊して楽しむプログラムや、地域のイルミネーションとの連携を進めます。	文化観光局
国内外からの誘客促進	245	新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、コロナ禍で打撃を受けた市内観光事業者を支援するため、着地型旅行商品の販売や市内宿泊促進プロモーションを実施します。あわせて、観光地としての魅力向上を目指し、回遊促進や宿泊促進など観光消費につながる観光資源の充実・開発に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンド回復を見据え、観光レップによる情報発信・市場把握等、海外誘客セールス・プロモーションを行います。さらに、横浜市が目指す観光・MICEの姿や方向性を示す戦略を策定します。	文化観光局
グローバルMICE都市としての競争力強化	558	MICEによる市内経済活性化を図るため、会場とオンラインを併用したハイブリッド形式等に対応したMICE開催を支援します。また、オンラインでの視察や商談会など新しいMICE誘致活動に対応するためのコンテンツを制作するとともに、セミナー開催等により市内のMICE関連産業を育成し、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた受入環境整備を行います。	文化観光局
ラグビーワールドカップレガシーの推進	25	ラグビーワールドカップ2019の開催による機運の高まりを契機に、ラグビー選手等による小学校訪問等、子どもたちがラグビーを身近に感じられる取組やトップレベルの試合誘致等による観戦機会の提供など、ラグビー競技の普及を通じたスポーツ振興に取り組みます。また、子どもたちをはじめ市民がラグビーに親しめる芝生の練習場等の整備を進めます。	市民局
東京2020オリンピック・パラリンピックの開催	1,658	新型コロナウイルス感染症の影響により大会の開催が1年延期となったことを踏まえ、大会組織委員会をはじめとした関係機関と連携しながら、感染症対策に万全の態勢で臨むとともに、大会の簡素化を図り、安全・安心な大会を実現します。また、都市ボランティアの運営や都市装飾等による機運醸成、英国等の事前キャンプ受入れ、ホストタウンの取組を行います。さらに、オリンピック・パラリンピアンと連携した学校訪問を実施し、より一層のスポーツ振興を図ります。	市民局
デジタル技術の活用による地域活性化検討	10	本市の抱える地域課題等に対し、課題解決や地域の活性化に資するデジタルサービスを検討し、導入効果や実現可能性の高いサービスについて、令和4年度以降のモデル実施を想定した調査を行います。	政策局

◇花と緑にあふれる環境先進都市

(単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
ガーデンシティ横浜の推進	648	ガーデンシティ横浜の展開のための先導的な取組である「ガーデンネックレス横浜 2021」では、感染症対策を十分に行い、都心臨海部での「横浜ローズウィーク」、郊外部での「里山ガーデンフェスタ」に加え、横浜駅・新横浜駅周辺での花と緑によるおもてなしなど、市民・企業などと連携して街の魅力創出に取り組み、市内外から誘客を図ることにより、横浜の経済活性化にもつなげます。また、各区での地域に根差した取組や、地域の花いっぱいにつながる取組を推進し、全市・地域で花や緑への関心や市民参加の広がりを展開するとともに、国際園芸博覧会に向けた機運を醸成します。	環境創造局
国際園芸博覧会の開催に向けた取組	678	2027年の国際園芸博覧会の開催に向け、国等と連携しながら博覧会国際事務局(BIE)への手続きに必要な事業計画等の検討を進めます。また、令和2年11月に設立された「2027国際園芸博覧会推進委員会」とともに、国内外への広報PR・機運醸成や、3年度中(秋以降)の博覧会の開催組織(博覧会協会(仮称))の設立に向けた準備等を行います。	都市整備局
市民の憩いの場となる公園の整備	15,775	(仮称)鶴見花月園公園(令和3年秋頃供用開始予定)、(仮称)舞岡町公園(3年度末一部供用開始予定)などの大規模公園の整備を進めるとともに、新羽丘陵公園など身近な公園の整備・改良を進めます。	環境創造局
「SDGs 未来都市・横浜」の実現	158	市内事業者がSDGsに取り組むことで、持続可能な経営への転換や、金融機関等の投融資判断への活用につなげることを目指す「横浜市SDGs認証制度“Y-SDGs”」を軸に、ヨコハマSDGsデザインセンターが中心となって、様々な主体とともに、環境・経済・社会的課題の統合的解決に取り組みます。さらに、「新しい生活様式」に対応し、SDGsの達成に寄与する先駆的な事業に対して必要経費を助成する、SDGs bizサポート事業を実施します。	温暖化対策統括本部
グリーン成長につながる2050年の脱炭素社会実現に向けた取組の推進	5,798	ゼロカーボンヨコハマの実現のため、市民の皆様が再生可能エネルギーを身近に感じる地産地消手法の検討、市内企業への再エネ需要等に関する調査、金融機関と連携した事業者向け脱炭素ガイドラインの作成・実践など、市民・事業者への再エネへの転換の働きかけをより一層強化するとともに、区庁舎へのLEDの導入や再エネ電力への転換による「市役所RE100」の推進など、脱炭素の取組をさらに促進します。また、国や産業界等とも連携し、カーボンニュートラルサポートの形成に向けた、水素等の輸入拠点化、ふ頭における自立分散型の電源確保等、港湾での次世代エネルギーの活用検討や、脱炭素化に係る様々なイノベーションの推進に向けた検討を進めます。住まいの脱炭素化に向けた省エネ住宅の普及促進、次世代自動車の普及拡大に向けた燃料電池自動車(FCEV)の導入、水素ステーションの設置及び集合住宅への電気自動車(EV)充電設備設置に対する補助等を行います。また、これらの脱炭素化に向けた取組をグリーン成長につなげます。	温暖化対策統括本部 環境創造局
将来を見据えたごみ焼却工場の再整備	2,487	焼却工場の老朽化が進む中、安定的にごみ処理を継続していくため、鶴見工場の長寿命化対策工事を実施するほか、保土ヶ谷工場の建替えに向けた整備計画の策定、環境影響調査等を行います。	資源循環局
プラスチック対策の推進・食品ロスの削減	48	ゼロカーボンヨコハマの実現に向けて、事業者と連携した取組やSNS等を活用した広報・啓発により、使い捨てとなるプラスチックの発生抑制や、使い終えたプラスチックの分別・リサイクルを推進します。また、食品ロス削減に向けて、民間企業・国際機関等と連携して消費者の削減行動につながる取組を進めるとともに、動画やオンライン等を活用した啓発活動を行います。	資源循環局

◇超高齢社会への挑戦

(単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制、救急医療体制の確保	31,705	市民の皆様が安全・安心を確保するため、感染症対策に全市を挙げて取り組みます。新型コロナウイルスワクチン接種について、令和2年度2月補正も含め迅速に準備を進め、個別通知の発送、コールセンター等の設置、接種場所や体制の確保・構築に取り組み、国の指針等に基づき医療従事者や高齢者から優先して実施します。また、新型コロナウイルス感染症コールセンター(帰国者・接触者相談センター)の運営、帰国者・接触者外来及び簡易検体採取所の設置・運営、検査費自己負担分の助成を引き続き実施します。施設等のクラスターの発生防止、早期収束のため、疫学調査チーム「Y-AEIT」が早期の立入調査や指導を行い、感染拡大防止に取り組むとともに、感染症業務に対応する保健所の体制を強化します。医療機関には、入院患者を受け入れた場合の支援金の支給や、患者受入体制の確保に必要な施設整備費の助成を引き続き行います。このほか、感染症・医療調整本部(Y-CERT)の運営、養育者が新型コロナウイルス感染症により不在となった子どもの一時保護、救急活動で使用する感染防止対策用資器材の調達に取り組みます。	健康福祉局 医療局 消防局 子ども青少年局
福祉施設の感染防止、継続運営に向けた支援	2,737	福祉施設(高齢者施設、障害福祉施設、保育所等)における、日々の新型コロナウイルス感染症対策や、陽性発生時の対応などに係る経費を助成します。また、特別養護老人ホーム等に新規に入所する高齢者を対象に、本人の希望によりPCR検査等を行う場合の費用を助成します。ICTを活用した感染症対策の一環として、障害福祉サービス事業者や高齢者施設等を対象に、ICT機器を導入する際の経費を助成し、オンラインによる相談や面会の体制整備を促進します。	健康福祉局 子ども青少年局
生活習慣病予防対策の強化	5,014	健康増進法に基づく市町村計画である「第2期健康横浜21」(平成25年度～令和4年度)の最終評価を実施し、次期計画の策定に着手します。また、オーラルフレイル予防普及啓発のための講演会等を全区で展開するほか、障害児・者の歯科保健推進モデル事業や区福祉保健センターでの歯科衛生士の増員を実施します。あわせて、大腸がん検診の自己負担額の無料化を引き続き実施するなど、がんの早期発見・早期治療を促進します。	健康福祉局

特別養護老人ホームの整備	4,618	要介護認定者の増加に伴い高まるニーズに対応するため、既に選定済の特別養護老人ホーム年間約 600 人分について整備します。	健康福祉局
地域包括ケアシステムの構築・推進	156	「よこはま地域包括ケア計画～第 8 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画～」(令和 3 年度～5 年度)に基づき、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。また、2 年度にモデル実施したものの忘れ検診について、3 年度は対象期間等を拡大して実施し、認知症の疑いのある方の早期発見と早期の鑑別診断及び治療につなげます。	健康福祉局
介護人材の確保に向けた取組の推進	318	増加する介護ニーズに対応するため、新たな介護人材の確保や定着支援、専門性の向上に総合的に取り組みます。介護職員初任者研修や介護未経験者への入職研修をオンラインで実施するほか、外国人と受入介護施設等とのマッチング支援事業について、新たに国内の外国人を対象とします。さらに、介護施設等の事業者が職員用の宿舎を整備するための費用を助成します。	健康福祉局
2025 年に向けた医療機能の確保	464	医師の負担軽減及び医療の質の向上のため、複数病院の連携による遠隔集中治療室 (Tele-ICU) 体制の本格稼働に向けた横浜市立大学への運営支援を実施するほか、将来の医療需要に対応するため、医療人材の確保・育成支援、医師等の働き方改革の啓発に取り組みます。ICT を活用した方面別連携ネットワークの推進に向けて、市内医療機関や市民の医療分野における ICT 活用に関する意識やニーズの調査や既存事業の効果検証を実施します。また、在宅医療の推進について、全区の「在宅医療連携拠点」を中心に、引き続き取組を進めます。	医療局
地域医療の充実・強化	129	「横浜市がん撲滅対策推進条例」に基づき、引き続き、総合的ながん対策を推進します。遺伝性のがんと診断された方が受ける遺伝カウンセリングの利便性向上のため、オンラインでの実施について検討を行うほか、がんの治療だけでなく学業、仕事、子育てなどの個別の課題を抱える AYA 世代のがん患者への支援のため、相談支援体制を整えます。	医療局
救急救命体制の充実・強化	134	増大が予測される日中の救急需要に対し、効率的かつ効果的な対応を行うため、日勤救急隊を令和 2 年度の 3 隊に加え、鶴見消防署、緑消防署及び戸塚消防署に 3 隊増隊し、計 6 隊を配置します。	消防局

◇人が、企業が集い躍動するまちづくり

(単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
関内・関外地区の活性化の推進	1,321	令和 2 年 3 月に策定した「関内・関外地区活性化ビジョン」に基づき、地元や企業と連携したまちづくりを進めます。関内駅周辺地区では、旧市庁舎街区や隣接する港町民間街区の再開発に向けた開発協議を進めるとともに、周辺の基盤整備の検討を進めます。また、関内・関外地区全体の回遊性向上に向けて、みなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路の詳細設計等や水上交通等の取組を推進します。横浜文化体育館の再整備では、現文化体育館の解体を行うとともに、メインアリーナの実設計を進めます。	都市整備局 道路局 市民局
エキサイトよこはま 22 の推進	1,235	横浜駅西口では、引き続き、西口駅前広場において、屋根設置や舗装更新などの整備工事を進めます。東口では、関係者と連携してステーションオアシス地区の開発や駅前広場・デッキ等の基盤整備に向けた検討を進めるなど、国際競争力強化に資するまちづくりを推進します。また、横浜駅きた西口鶴屋地区において、市街地再開発事業による国家戦略住宅整備を引き続き進めます。	都市整備局
郊外部のまちづくりの推進	4,367	鉄道駅周辺では、新綱島駅周辺地区や瀬谷駅南口第 1 地区、泉ゆめが丘地区等で市街地開発事業を着実に推進します。また、郊外住宅地では、福祉やまちづくりなどの総合的な視点で大規模団地等の再生に取り組むとともに、東急田園都市線沿線や緑区十日市場町周辺地域等において、企業等と連携し、働く場や地域交流機能の誘導を図るなど、持続可能なまちづくりを進めます。	都市整備局 建築局 温暖化対策統括本部
地域交通の維持・充実	98	コロナ禍による地域交通への影響や、令和 2 年 11 月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」等を踏まえ、地域の輸送資源の実態把握、ICT 活用も含めた移動サービスの可能性に関するモデル検討等を行い、今後の地域交通が目指すべき方向性や施策の検討を進めます。また、市民の日常生活の利便性を確保するため、地域の主体的な取組による新たな移動手段の導入やバス路線の充実に向けた支援を進めるとともに、郊外部において、連節バスの導入など、運行効率化を促すための走行環境整備を進めます。	政策局 道路局 都市整備局
通学路等の安全確保、踏切安全対策の推進	3,527	通学路における歩道設置やあんしんカラーベルト整備を積極的に推進するとともに、ETC 2.0 ビッグデータを活用した生活道路の安全対策に取り組みます。令和元年度に実施した緊急点検に基づき進めている未就学児の移動経路や交差点等の安全対策については、3 年度末の完了を目指します。また、「横浜市踏切安全対策実施計画」に基づき、保土ヶ谷区の樹源寺踏切など 4 か所の安全対策を進めます。	道路局
市営住宅の再生	3,081	「市営住宅の再生に関する基本的な考え方」に基づき、建替えに向けて金沢区瀬戸橋住宅の解体工事や南区中村町住宅の実設計、磯子区洋光台住宅の基本設計を行うとともに、港南区野庭住宅では地域の分譲団地を含めた団地全体の再生ビジョンを策定するなど市営住宅再生の検討を進めていきます。また、旭区ひかりが丘住宅、保土ヶ谷区岩井町住宅及び川辺町住宅では長寿命化に向けた住戸改善を進めます。	建築局
米軍施設の跡地利用	4,554	旧上瀬谷通信施設では、土地区画整理事業、新たな交通の導入、周辺道路の整備、活力ある都市農業、公園等の土地利用などの、具体化に向けた検討を行うとともに事業に必要な手続等を進めます。旧深谷通信所では、都市計画決定に向けた調整等を進め、日米共同使用が合意された根岸住宅地区では、策定予定の「跡地利用基本計画」及び「横浜市立大学医学部・附属 2 病院等の再整備構想」を踏まえ、事業化に向け、地権者の合意形成を図るとともに必要な調査・検討を進めます。	政策局 都市整備局 環境創造局 道路局 健康福祉局

◇未来を創る多様な人づくり

((単位：百万円))

事業名	事業費	説明	局名
妊娠期からの切れ目のない支援	3,634	国の制度拡充に伴い、令和2年度2月補正から特定不妊治療費助成の助成額等を拡充するとともに、3年度から不育症検査費助成を創設するほか、専門家によるカウンセリングやグリーンケア等により相談支援を強化します。また、妊娠期から乳幼児期に向けた切れ目のない支援を充実させるため、産後母子ケアのサービスを拡充します。新型コロナウイルス感染症に対し、不安を抱えている妊産婦への支援として、妊婦の分娩前PCR検査費の補助や、育児等支援サービスの提供、安心して受診できる乳幼児健診等を実施します。旭区に地域子育て支援拠点サテライトを設置(累計7か所)するほか、新たに拠点(2か所)において一時預かりを実施するなど、地域における子育て家庭への支援を拡充します。	こども青少年局
保育・幼児教育の充実	11,524	保育所等の待機児童の解消に向け、保育ニーズの高い1歳児の受入枠拡大、幼稚園での長時間預かり保育や2歳児受入れの推進など、既存の保育・教育資源を最大限活用した上で、新たに2,155人分の認可保育所等を整備します。また、ICTを活用したオンラインによる保育士等の求人活動を支援するほか、職場環境の改善のための費用補助を実施するなど、人材確保の取組を推進します。保育・教育の質の確保・向上に向けて、研修・公開保育の一部オンライン実施等に取り組みます。	こども青少年局
小児医療費の助成	9,339	子どもがけがや病気の時にも安心して医療を受けられるよう、通院・入院医療費の自己負担分を助成します。令和3年4月から1、2歳児の所得制限を無くし、新たに対象となる方は、通院1回あたりの自己負担上限額を500円までとします。	健康福祉局
放課後の居場所づくり	9,381	新型コロナウイルス感染症を踏まえた「新しい生活様式」や、利用者のニーズ等へ対応するため、17時までの新たな区分を創設するなど、放課後キッズクラブの質的充実に向けた見直しを実施します。また、利用料減免対象世帯の拡充や人材育成研修の充実等に取り組みます。	こども青少年局
子どもの可能性を広げる教育の推進	5,705	英語教育の推進のため、英語指導助手(AET)の配置を継続するほか、これまで全小学校等で実施してきた、外国出身の講師が外国の生活や文化を英語で紹介する国際理解教室を、中学校18校程度でモデル実施します。また、児童の学力向上・心の安定・教職員の働き方改革を目的とした小学校高学年における一部教科分担制を推進するとともに、中学校部活動の更なる充実と教職員の負担軽減を目的として、部活動指導員の配置を拡充します。さらに、新型コロナウイルス感染症対策により増加する各種業務のサポートのため、小・中・義務教育・特別支援学校の職員室業務アシスタントの臨時的な追加配置を継続します。子どもの新たな学びを創造する新たな教育センターの実現に向けては、新型コロナウイルス感染症による社会環境の変化等を踏まえ、基本構想の一部見直しを行うとともに、施設確保に向けた事業手法の検討を行います。	教育委員会事務局
GIGAスクール構想の推進	2,685	令和2年度に「1人1台端末」が整備されたことを踏まえ、学校内のICT環境整備に係るサポートデスクの拡充や端末の保守、新教育用ネットワークの運用管理等を実施します。さらに、授業でのICTの利活用提案や教材作成等のサポートを行うICT支援員の派遣や、指導者用デジタル教科書の導入、個別の許諾を得ずに様々な著作物を利用できる「授業目的公衆送信補償金制度」の活用等により、「横浜市におけるGIGAスクール構想」における学びの充実を目指します。	教育委員会事務局
多様な教育的ニーズに対応した教育の推進	1,731	日本語指導が必要な児童生徒の増加を踏まえ、日本語講師の派遣時間数や外国語補助指導員の配置を拡充するとともに、日本語支援拠点施設での初期の集中的な支援を行います。また、いじめ防止や早期解決に向け、引き続き、学校へスクールソーシャルワーカーやカウンセラーを配置するほか、不登校児童生徒に対して、ハートフルルームやハートフルスペースによる支援、校内の特別支援教室におけるオンライン学習教材等を活用した支援を実施します。このほか、ひきこもり傾向にある小中学生を対象に、オンライン学習教材を活用した家庭における学習支援を新たに実施します。	教育委員会事務局
中学校給食(デリバリー型)の実施	2,521	令和3年4月からハマ弁を学校給食上の給食に位置付け、選択制の中学校給食(デリバリー型)を実施します。本市が献立作成や衛生管理などを担うことにより、安全・安心で質の高い給食を提供します。また、国産比率の向上や地産地消の推進など食材の充実を図りながら、生徒にとって魅力的なメニューを提供するなど献立を充実するほか、給食を教材とした食育を一層推進し、中学校給食の利用促進に取り組みます。	教育委員会事務局
より良い教育環境の整備	6,372	老朽化した空調設備の改修や体育館への空調設備の設置を進めるほか、車いす利用等により階段昇降が困難な児童生徒が入学予定または在籍する学校へのエレベーター設置を進めるなど、児童生徒が安全・安心な環境で学校生活が送れるよう取組を推進します。また、計画的な学校建替えに向けて、矢向小、吉原小、今宿小、菊名小、つつじが丘小、戸塚小で基本設計を実施するほか、上菅田笹の丘小、汐見台小、都岡小で新築工事に着手するなど、より良い教育環境の整備を進めます。さらに、国の段階的な少人数学級化の導入方針を踏まえ、令和4～5年度に教室不足が発生する小学校の改修等を行います。	教育委員会事務局
男女共同参画の推進	35	「第5次横浜市男女共同参画行動計画」(令和3年度～7年度)に基づき、働く女性の学びと交流の場としての「横浜女性ネットワーク会議」の開催や、市内百貨店等と連携した女性起業家の商品・サービスのプロモーション、誰もが働きやすい職場環境づくりを進める市内中小企業の「よこはまグッドバランス賞」認定などを通じて、男女共同参画を推進します。	政策局 経済局

子どもの貧困対策の推進	719	「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、養育環境等に課題がある家庭の小・中学生等への寄り添い型生活支援を新たに3か所（累計20か所）で実施します。また、高校進学に向けた寄り添い型学習支援では、新型コロナウイルス感染症の影響による定員制限に対応するため、実施会場数を6か所増やすとともに、引き続き、高校生世代に対し、将来の選択肢の幅を広げるために情報提供等の支援を全区で実施します。さらに、ひとり親世帯を対象とした養育費確保に向けた調停申立や公正証書作成等に係る費用の補助を新たに開始するなど、ひとり親世帯への支援の充実を図ります。また、令和2年度に実施した子どもの貧困に関する実態把握調査等を踏まえ、第2期計画を策定します。	こども青少年局 健康福祉局
児童虐待対策の充実	3,150	令和4年度末までの全区展開へ向け、3年度は10区のこども家庭支援課へ「こども家庭総合支援拠点」機能を設置し、子どもやその家庭等に対する相談支援体制の強化を図ります。また、児童相談所の機能強化のため、西部児童相談所の工事を着実に進めるとともに、南部児童相談所及び中央児童相談所の実施設計に着手します。さらに、今後の児童相談所のあり方について検討します。LINEによる虐待相談を実施するなど、児童虐待への対応を強化します。	こども青少年局
障害児・者の地域生活支援の充実	4,594	障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、引き続き、地域生活支援拠点機能の構築に向けて取り組みます。また、コロナ禍においても感染リスクを回避した障害者の移動支援や社会参加を促進するため、支援制度の新設及び拡充を図ります。新たに、重度障害者に対して自動車燃料費の助成制度を創設するほか、タクシー料金助成では、65歳以上で身体障害者手帳を交付された方にも対象を拡大するとともに、福祉特別乗車券をはじめとする3つの制度からの選択制とすることで、持続可能な移動支援施策を構築します。さらに、日常的に人工呼吸器等の医療的ケアが必要な障害児・者等の在宅生活を支援するため、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターを6人配置し、引き続き全区で支援を実施するとともに、市内における医療的ケア児・者等の実態調査を行い、支援の充実に取り組みます。	健康福祉局 こども青少年局 医療局 教育委員会事務局
地域療育センターにおける支援の推進	2,861	市内8か所の地域療育センターにおいて、小学校期までの障害のある、または、その可能性のある児童及びその家族を支援します。また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所・幼稚園等への支援を実施します。	こども青少年局
障害者スポーツ・文化活動の推進	128	障害者のスポーツ・文化活動の中核拠点である横浜ラポール・ラポール上大岡を中心に、スポーツや文化、レクリエーション等を通じた障害者の社会参加と障害理解の促進を図ります。	健康福祉局
総合的な依存症対策の推進	67	依存症対策総合支援事業に基づく「横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）」を策定します。計画に基づき、民間支援団体や関係機関との連携の推進、普及啓発などの取組の拡充を行い、引き続き、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族等への支援を充実していきます。令和2年度に実施した「横浜市青少年に関する調査」の結果を踏まえ、青少年を対象とした、依存症を含む様々な課題に関する広報・啓発を実施するほか、小中学生を対象としたゲーム障害・ネット依存の実態調査の結果を踏まえ、小中学生向けにチラシを作成・配布するなど、ゲーム障害・ネット依存への対応に取り組みます。	健康福祉局 こども青少年局 教育委員会事務局
ひきこもり状態にある方への支援の充実	89	青少年相談センター等において、ひきこもり等困難を抱える若者の自立及び社会参加の支援に引き続き取り組みます。青少年相談センター（ひきこもり地域支援センター）の移転に合わせ、40歳以上の支援体制を強化したひきこもり地域支援センターを設置し、中高年のひきこもり状態にある方やそのご家族への支援をより充実させていきます。	こども青少年局 健康福祉局
生活に不安を抱える方への支援	2,287	新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等で、生活が困難になっている方に、住居確保給付金を支給します。また、状況に応じたきめ細かな相談支援を行うため、区福祉保健センターの自立相談支援員を増員します。住宅セーフティネット事業では、家賃減額補助上限額の引き上げを継続します。また、支援が必要なひとり親世帯を対象に、フードバンクを活用した食品提供や、不安を抱える女性を対象とした電話相談を実施します。国の財政支援のもと、国民健康保険加入者で新型コロナウイルス感染症に感染した方などに対し、傷病手当金の支給を継続します。	健康福祉局 こども青少年局 政策局 建築局
雇用機会の創出・就職支援	780	雇用情勢の悪化に対応するため、緊急雇用創出事業を実施し、解雇・雇止め・内定取消などにより職を失った方等を対象に、一時的な雇用機会を提供します。さらに、長期雇用に向けた就職支援として、WEBを活用した合同就職面接会を開催します。また、就職氷河期世代で、不安定な就労状態にある方や、長期にわたり無業状態にある方等のニーズに沿った就職支援プログラム等を実施します。	経済局 こども青少年局 政策局
自殺対策の充実	68	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、悩みを抱えている方に対して、より効果的に情報が届くような普及啓発を行います。また、インターネットを活用した検索連動広告の範囲を増やすとともに、非対面型の相談機会を拡充します。さらに、自殺未遂者の初期対応にあたる救急医療スタッフを対象とした研修を実施します。	健康福祉局
協働による地域づくりの推進	132	協働による地域づくりを進めるため、地域の活動を支援し、地域人材の発掘・育成に取り組みます。市庁舎に開設した「市民協働推進センター」において、協働による地域課題の解決に向けた相談、提案等をワンストップで対応するとともに、市民活動の知見を持ったコーディネーターにより、事業手法のアドバイスや伴走支援を行うことで、より効果的な事業展開につなげます。また、地域防犯カメラ設置補助等により、地域における防犯活動や防犯意識の向上を図る取組を支援します。	市民局

◇未来を創る強靱な都市づくり

(単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
災害情報の伝達手段の強化	438	地震、局地的な大雨等の危機の多様化、迅速かつ正確な情報を求める市民ニーズなどに対応するため、区役所や地域防災拠点等に防災スピーカーを90か所増設します。これにより、令和3年度中に計190か所の設置が完了します。	総務局
災害時の感染症対策	12	震災等の大規模災害発生時に、避難所等で診療を行う医療救護隊が使用する、感染症に係る診療資器材を各区役所等に配備します。	医療局
地震・地震火災に強い都市づくりの推進	3,483	多数の方が利用する特定建築物や木造住宅・マンションの耐震診断・改修を進めます。加えて、ブロック塀等改善事業や、木造住宅の除却補助制度等により、一層の耐震化を図ります。木造密集市街地における地震火災対策を推進するため、泥亀釜利谷線や汐見台平戸線など延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備や、条例に基づく防火規制区域内の建築物不燃化等を進めます。また、感震ブレーカーについて更なる普及促進を図ります。	建築局 都市整備局 総務局 道路局
消防団の充実強化と消防本部機能の強化	3,152	老朽化等により更新要望のある消防団器具置場や消防団車両の整備を進めるとともに、消防団員の年額報酬・出動報酬の単価を引き上げ、消防団活動の充実を図ります。また、公設消防力の強化を図るため、新たな消防本部庁舎の建築工事を進めるとともに、消防艇「まもり」(令和3年度完成予定)の更新に向けた建造を進めます。	消防局
局地的な大雨等への対策の推進	10,056	河川改修(帷子川、今井川、日野川等)や河川、雨水調整池の土砂掘削等による治水機能の確保、エキサイトよこはま龍宮橋雨水幹線のほか、郊外部における雨水幹線の整備を推進するとともに、雨水の浸透機能向上を図るグリーンインフラを活用した取組として、公園改良事業などと合わせた浸透基盤材等の導入を進めます。また、近年激甚化する降雨状況等を考慮し、新たに想定最大規模降雨を時間降雨量153mmとした内水ハザードマップを公表するとともに、内水、洪水、高潮を一冊にまとめた浸水ハザードマップを順次作成します。がけ地の改善に取り組み所有者等への支援として、対策工事に係る費用を助成するとともに専門家と連携することにより、様々な相談に対応します。	道路局 環境創造局 建築局
緊急輸送路等の整備、道路の無電柱化の推進	3,079	緊急輸送路ネットワークを強化するため、環状3号線(戸塚地区、南戸塚地区)などの都市計画道路の整備や、橋りょう及び歩道橋の耐震化等を進めます。災害時の道路の通行機能確保を図るため、「横浜市無電柱化推進計画」に基づき、環状2号線や山下本牧磯子線など緊急輸送路の整備を進めるとともに、環状3号線(杉田港南台地区)については、PFI手法による電線共同溝整備の試行的な実施に向けた手続きを進めます。	道路局
連続立体交差事業の推進	5,681	相模鉄道本線の星川駅～天王町駅では、駅舎整備や環境対策等の事業を進め、令和3年度末までの事業完了を予定しています。また、鶴ヶ峰駅付近(西谷駅～二俣川駅)において、連続立体交差事業の早期事業化に向けた国との協議や都市計画、環境影響評価等の手続きを推進します。	道路局
神奈川県東部方面線整備事業の推進	8,140	本市西部や新横浜都心を東京都心方面と直結する速達性の高い電車の運行により、利用者の利便性の向上、新横浜都心の機能強化や沿線地域の活性化を図るため、「相鉄・東急直通線(羽沢横浜国大～日吉間)」の整備を進め、令和4年度下期の開業を目指します。	都市整備局
高速鉄道3号線延伸事業の推進等・グリーンラインの6両化	5,024	高速鉄道3号線延伸(あざみ野～新百合ヶ丘間)について、関係機関との協議・調整、行政手続きを進めるとともに、調査・設計の深度化を図り、早期の事業着手を目指します。あわせて、新駅設置に伴う公共交通ネットワークや交通基盤等に関する検討を進めます。また、平成28年度の国の交通政策審議会答申を踏まえ、横浜環状鉄道など、本市の鉄道構想路線について検討を進めます。このほか、グリーンライン沿線のまちづくりを進めるため、令和4年度からの段階的な6両編成化に向けて駅ホームの延伸工事や車両基地の改良工事などを進めます。	交通局 都市整備局
ふ頭機能の再編・強化の推進	34,004	「国際コンテナ戦略港湾」として、基幹航路の維持・拡大を図るため、大水深高規格コンテナターミナルとロジスティクス機能を備えた新本牧ふ頭の整備を進めます。また、本牧ふ頭D5コンテナターミナルの再編整備をはじめ、大黒ふ頭における自動車取扱機能の強化などを進めます。	港湾局
クルーズ客船の寄港促進と受入機能の強化	1,775	感染症対策を強化し、安全・安心を確保した上で、クルーズ客船の着実な受け入れや、クルーズ旅客の市内観光促進等による市内経済の活性化を進めていきます。また、都心臨海部の賑わい創出に向けて、赤レンガ倉庫の大規模改修を進めます。	港湾局

第 3 章

市政への提言と 指 針

市民生活と行政を取り巻く社会・経済情勢の変化には著しいものがありますが、そうした変化の中で、市政にとって新しい課題が数多く生み出され、新たな取組や施策の質的転換が求められています。

本市では、当面する課題について、懇談会・審議会を設置して市民の皆さんや学識経験者等の意見を求めたり、各種の調査研究を依頼し、また行政内部に検討のためのプロジェクトを設けて調査研究を行い、それらの結果に基づいて行政計画の立案・策定を行っています。

ここでは、それらのさまざまな課題について、令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの間に提出された答申等のダイジェストを収録しました。

横浜市民意識調査

政策局政策課
令和 3 年 3 月報告

■背景と経過

市政全般について全市を対象とする唯一の意識調査で、昭和 47 年度から毎年継続して実施しています。市民の皆さんの日常生活について、意識と行動の両面からとらえ、生活意識や生活構造を明らかにし、その結果を市政運営や政策立案の基礎資料として活用することを目的としています。

調査項目は、ほぼ毎年継続して質問する項目（現住地居住年数、定住意向、生活満足感、心配ごと、市政への満足度・市政への要望など）と行政課題に応じて設定する項目により構成されます。

令和 2 年 10 月 8 日から 10 月 27 日にかけて、市内に居住する 18 歳以上の方 5,000 人（外国人を含む）を対象に、調査票を郵送し、郵送回答又はインターネット回答により回収する方法で実施し、回収率は 52.5 パーセント（2,627 人）でした。

■調査結果の概要

1 市政への満足度と要望

満足度は、1 位「バス・地下鉄などの便」、2 位「ご

みの分別収集、リサイクル」、3 位「良質な水の確保や安定供給」。要望は、1 位「地震などの災害対策」、2 位「病院や救急医療など地域医療」、3 位「高齢者福祉」でした。

2 心配ごと

心配ごとや困っていることについて、「自分の病気や健康、老後のこと」を回答した人が 53.7 パーセントで最多。「家族の病気や健康、生活上の問題」が 38.2 パーセント、「景気や生活費のこと」が 21.8 パーセントでした。

3 定住意識

今の住まいに住み続ける意向のある人は 69.3 パーセント、転居の意向のある人は 17.6 パーセントでした。

■横浜市の対応

調査結果は、庁内で周知・共有し、市政運営や政策立案に活かしていきます。また、図書館や市民情報センターで閲覧に供し、市政刊行物・グッズ販売コーナーで販売するほか、市ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shien/shiminishiki/>

第5次横浜市男女共同参画行動計画策定に向けて

横浜市男女共同参画審議会

令和2年10月22日

会長 江原 由美子

■機関等の概要

横浜市男女共同参画審議会は、横浜市男女共同参画推進条例に基づき、市長の附属機関として平成13年に設置されました。市長の諮問に応じ、行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項の審議を行っています。

■背景と経過

「第4次横浜市男女共同参画行動計画」の令和2年度末計画期間満了に伴う、「第5次横浜市男女共同参画行動計画」の策定にあたり、横浜市男女共同参画推進条例に基づき、令和元年10月に諮問を行いました。

審議会では、条例の基本理念と新たな法整備や国の動向、昨今の社会情勢を踏まえ、横浜市が取り組んできた様々な施策と、第4次横浜市男女共同参画行動計画の達成状況について検証され、横浜の現状と課題に基づき、今後注力すべき施策や新たに求められる取組について議論が進められました。

■答申等の概要

「第4次横浜市男女共同参画行動計画」の進捗状況や、国際社会及び国の動向、横浜市の状況などを踏まえ、今後、横浜市が取り組むべき男女共同参画の推進に関する施策について、次のとおりとりまとめられています。

- I 答申にあたって
- II 第5次行動計画の基本的な方針
- III 各施策の目標及び具体的取組
 - ・女性活躍のさらなる推進
 - ・安全・安心な暮らしの実現
 - ・誰もが活躍できる豊かな地域・社会づくり
 - ・行動計画の推進

■答申等に対する行政対応

答申を踏まえ、令和3年1月に「第5次横浜市男女共同参画行動計画（素案）」を公表し、素案に対するパブリックコメントを経て、令和3年3月に「第5次横浜市男女共同参画行動計画」として策定しました。

第3次横浜市大都市自治研究会答申

第3次横浜市大都市自治研究会

令和2年12月1日

座長 辻 琢也

■機関等の概要

国の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえながら、特別自治市の早期実現に向けて制度設計のあり方について審議をするため、市長の附属機関として、平成30年3月に「第3次横浜市大都市自治研究会」として設置しました。

■背景と経過

横浜市は、昭和31年に暫定的に創設された指定都市制度に移行して以来一貫して、横浜市にふさわしい大都市制度の創設を求めてきました。さらに、国における大都市制度改革の議論に合わせ、平成25年3月、指定都市制度を抜本的に見直し、横浜にふさわしい権限と税財源を持つ大都市制度である「特別自治市」制度の骨子や制度移行に向けた手続、制度実現までの取組等を示した「横浜特別自治市大綱」を策定し、制度の早期実現を目指しています。

こうした中、「横浜特別自治市大綱」、「第2次横浜市大都市自治研究会答申」や現下の社会経済情勢等を踏まえ、特別自治市の制度設計のあり方について調査審議す

ることを諮問し、令和2年12月に「第3次横浜市大都市自治研究会答申」をいただきました。

■答申等の概要

答申は、次のような形でとりまとめられています。

- 1 大都市制度改革と横浜市の取組
 - (1) 横浜市の主な取組
 - (2) 大都市制度改革に係る動向と横浜市の対応
- 2 横浜市を取り巻く社会経済情勢等と特別自治市の必要性
- 3 横浜特別自治市の制度設計に関する論点
 - (1) 総論
 - (2) 事務・権限のあり方
 - (3) 税財政制度のあり方
 - (4) 広域連携のあり方
 - (5) 特別自治市における住民自治構造のあり方
- 4 特別自治市制度の早期実現に向けて
 - (1) 特別自治市の立法化に向けた取組
 - (2) 特別自治市実現までの対処策

■答申等に対する行政対応

本答申を踏まえ、令和3年3月に「横浜特別自治市大綱」を8年ぶりに改訂しました。

新たな劇場の整備の検討について（提言）

横浜市新たな劇場整備検討委員会

令和2年12月24日

委員長 高橋 進

■機関等の概要

横浜市における文化芸術の創造及び発信の新たな拠点となり、まちの活性化につながる新たな劇場の整備を検討するため、市長の附属機関として、令和元年度に設置しました。

■背景と経過

文化芸術の風土醸成や子どもたちの育成を図るとともに、さらなる魅力・賑わいを創出し、都市の活性化につながるため、新たな文化芸術の魅力を発信する劇場の整備の検討を「横浜市中期4か年計画2018～2021」に位置づけました。

令和元年度は検討委員会を6回開催し、提言（第一次）が取りまとめられました。令和2年度には検討委員会のもと、「基本計画検討部会」及び「管理運営検討部会」の専門部会を設置し、計13回にわたって検討が行われ、12月に提言が取りまとめられました。

■答申等の概要

新たな劇場の整備については、「事業効果や横浜の将来のまちづくりの発展などをふまえ、市民生活の安全、安心に関わる事業に影響を及ぼさないという前提のもと、市全体事業の優先順位を考慮することなどにより、整備に伴う負担は可能であり、妥当である」との提言がなされました。

■答申等に対する行政対応

提言をふまえ、基本計画の策定に向けた検討及び管理運営に関する検討をしました。

第12次横浜市消費生活審議会報告「若年者への消費者教育の在り方についての意見」 ～成年年齢引下げを踏まえた消費者被害の防止に向けて～

横浜市消費生活審議会

令和2年10月

第12次横浜市消費生活審議会会長 田中 誠

■機関等の概要

横浜市消費生活審議会は、横浜市消費生活条例に基づき、消費生活に関する重要な事項の調査、審議等を行うため、平成8年に設置された市長の附属機関です。

委員は、学識経験者、消費者、事業者の代表から構成されています。

■背景と経過

民法改正（令和4年4月1日施行）に伴い、成年年齢が引き下げられることにより、消費者被害が低年齢化する恐れがあり、若年者への消費者教育は喫緊の課題であることから、第12次横浜市消費生活審議会（平成30年10月1日から令和2年9月末）では、施策検討部会において、「若年者への消費者教育の在り方」をテーマに審議が行われ、第12次第3回横浜市消費生活審議会（令和2年9月開催）で意見書として取りまとめられ、令和2年10月に提出されました。

■答申等の概要

次の基本的な考え方と4つの対応の方向性が示されました。

【基本的な考え方】

- ・自ら考え、積極的に行動する消費者を育てる

【対応の方向性1】

- ・高校における消費者教育の推進

【対応の方向性2】

- ・大学・専修学校等における消費者教育の推進

【対応の方向性3】

- ・事業者、事業者団体、労働組合等における消費者教育の推進に向けた働きかけ

【対応の方向性4】

- ・啓発及び情報発信の効果的な手法の検討

■答申等に対する行政対応

審議会の意見等を踏まえて、若年者への消費者被害未然防止の取組を進めていきます。

「横浜市中心卸売市場のあり方に関する提言書」（経営展望）の改訂について（答申）

横浜市中心卸売市場開設運営協議会

令和2年10月14日

会長 山下 東子

■機関等の概要

横浜市中心卸売市場開設運営協議会は、横浜市中心卸売市場条例第74条の規定に基づき、市長の諮問に応じ市場の開設またはその業務の運営に関し必要な事項を調査審議する等の目的で設置されています。

■背景と経過

「横浜市中心卸売市場のあり方に関する提言書」の策定から10年が経過し、提言書策定時と大きく時代・環境が変化していることから、現在の実情に即した将来の展望を描くため、「横浜市中心卸売市場経営展望」を策定することとしました。

そして平成29年から、本場では16回のWG、食肉市場では12回の検討会を開催し、開設者・卸売業者・仲卸業者等の関係者による議論を行いました。

令和元年度からは、本場・食肉市場での議論を踏まえ、経営展望案について、開設運営協議会でご審議いただき、令和2年10月に答申をいただきました。

■答申等の概要

横浜市中心卸売市場本場及び食肉市場では、『横浜地域の「食」生活・「食」文化を第一に支える食品流通拠点へ』を目標とする。

本場では①集荷・販売力の強化、②県内・市内関係者との関係強化、③品質管理水準高度化、④流通構造の効率化・高度化・システム化、⑤市場流通環境の変化に向けた設備投資、⑥市場プロモーションと賑わい創出、⑦効率的かつ安定的な市場運営体制の整備という7つの戦略に取り組み、状況変化に応じた市場機能の実現と持続可能な開発目標（SDGs）への貢献を目指す。

また、食肉市場では、集荷・卸売の強化、一層の品質管理・衛生管理、安定供給のための施設整備、消費の拡大という課題に対応するため、①市場関係者と連携した取組の強化、②高品質で安全・安心な食肉を供給、③食品流通の基幹的インフラとしての機能強化、④食肉の消費拡大に向けた積極的なプロモーションという4つの戦略に取り組む。

■答申等に対する行政対応

策定した経営展望に基づき各戦略に取り組むとともに、その取組状況について開設運営協議会で報告を行っていく予定です。

軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的施策の展開について

横浜市障害者施策推進協議会

令和2年6月29日

渡部 匡隆

■機関等の概要

障害者基本法第36条第3項の規定に基づき、本市に設置する附属機関。障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項や、障害者施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議を目的とする。

■背景と経過

平成30年度の横浜市発達障害検討委員会（当協議会の部会）にて、増加する「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」への施策の方向性について議論し、報告書を作成。この報告書を受け横浜市長が、対象児・者への具体的施策の展開について諮問。これに対し、横浜市発達障害検討委員会で検討を行い答申した。

■答申等の概要

対象児・者への施策を展開するにあたり、重要な視点を示したものの。

【要点】

1 気づきの促進と未来につながる支援（Right time & Bright life）

「早期発見・早期療育」だけでなく、その人にとって適切な時期に適切な支援につなぐことが重要である（表題のフレーズを用いて、この理念を表現）。

2 地域社会全体の、包括的な支援体制の構築

障害児・者を主たる支援対象としない機関等（保育所、幼稚園、学校、就労先等）も含め、地域社会全体で包括的な支援体制を構築することが重要である。

3 「^{ゼロ}0次支援」の重要性

障害児・者への相談支援機関等による適切な対応につなぐためには、障害児・者を主たる支援対象としない機関が、身近な地域の中で対象児・者の生きづらさに気づき、受け止めることが重要である。

■答申等に対する行政対応

答申で示された提言について、第4期障害者プラン等に反映の上、具体的な施策として展開していく。また横浜市発達障害検討委員会等で、取組状況や効果等を定期的に確認・検証する。

持続可能な自転車駐車場のあり方について

横浜市自転車等施策検討協議会

令和3年3月26日

会長 岡村 敏之

■機関等の概要

本市の自転車に関する施策の総合的な推進及び自転車等の駐車対策の推進について審議する機関として、平成26年度に横浜市自転車等施策検討協議会を設置しました。

委員は交通計画や自転車利用の専門的な知識を有する学識経験者のほか、住民代表、神奈川県警、鉄道・バス事業者など17名の委員で構成されています。

■背景と経過

横浜市では昭和60年に「自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、市営自転車駐車場の整備等により、必要な収容台数の確保に努めてきました。

条例の制定から30年以上が経過し、施設の老朽化や自転車を取り巻く社会状況の変化などにより、今後の自転車駐車場のあり方の検討を行う必要があるため、横浜市自転車等施策検討協議会に「持続可能な自転車駐車場のあり方」について諮問し、令和3年3月26日に答申をいただきました。

■答申等の概要

【答申に掲げられた主な実施施策】

- 1 管理運営手法の見直し
- 2 適正な料金体系の導入
- 3 公民連携手法の導入
- 4 民間による整備の更なる促進

■答申等に対する行政対応

答申の内容を踏まえ、市の方向性を検討していきます。

第32期横浜市社会教育委員会議提言 — 本市における社会参加のすそ野の拡大について —

第32期横浜市社会教育委員会議

令和2年11月

第32期横浜市社会教育委員会議議長 牧野 篤

■機関等の概要

横浜市社会教育委員会議は、社会教育法、横浜市社会教育委員条例に基づき設置される附属機関です。各期で社会教育に関するテーマを設定し、専門的な知見を有する委員により、解決策や対応策について協議いただき、その結果を提言としていただいています。

■背景と経過

本市では、社会や地域の課題解決に取り組む市民の学習グループが精力的に活動していますが、その数は時代の流れとともに減少傾向にあります。こうした中、新たな担い手として期待される若者や企業などを巻き込むための施策方針や、そのための社会教育行政の役割などを明確化するために、第32期横浜市社会教育委員会議では「本市における社会参加のすそ野の拡大」をテーマに議論いただきました。

■答申等の概要

- ・本市における社会参加のすそ野の拡大に向けて、「社会

参加のすそ野の見える化」と「人材育成と活用」を取組方針とする。

- ・「社会参加のすそ野の見える化」には、社会参加につながる多方面にわたる情報の集約や、情報の効果的な提供が必要である。
- ・「人材育成と活用」には、市民の社会参加を促すきっかけづくりを担う人材などコーディネーターの育成や、市民の学びを継続的に支援する仕組みづくりなどが必要である。

■答申等に対する行政対応

提言の取組方針に基づき、社会教育や生涯学習推進に関する施策を検討・実施していきます。

第 4 章

市政の仕組み

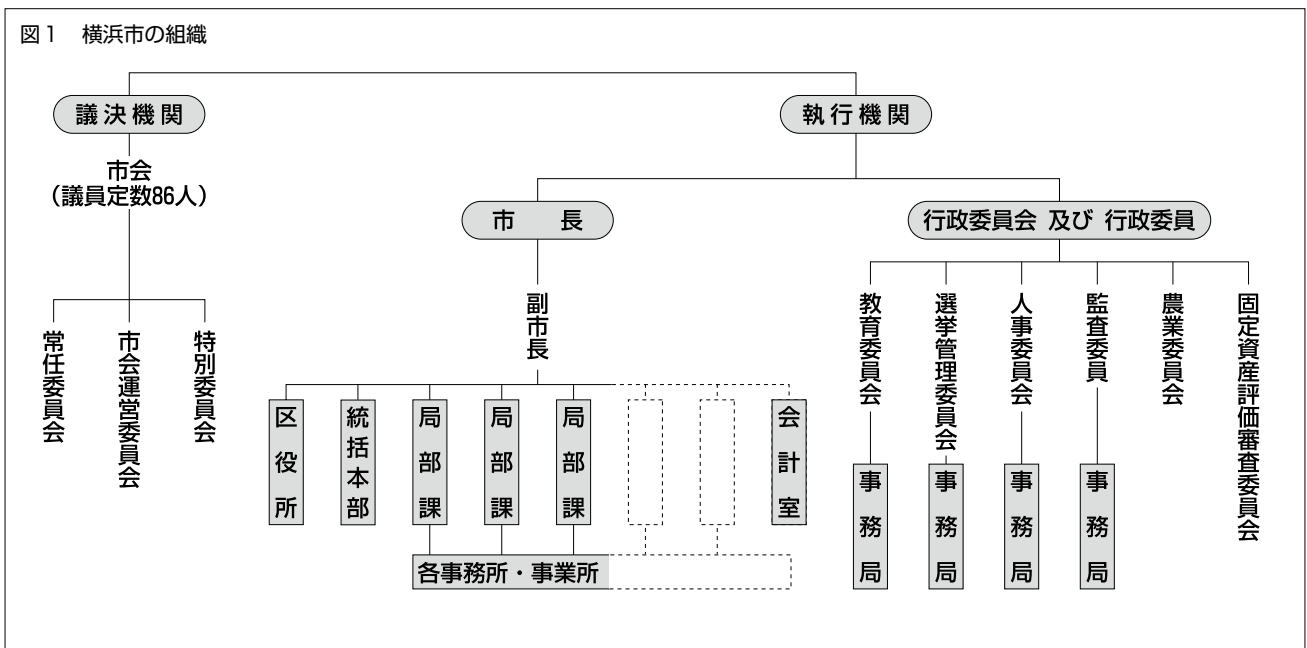
市政を運営するための組織は、市の意思を決定する議決機関とそれを執行する執行機関からなっています。議決機関としての市会は、市民の皆さんから直接選挙によって選ばれた議員により構成され、議員全員による本会議と部門ごとに審査を行う委員会によって運営されています。

執行機関は、民主的で公平な行政運営を図るため、市長、行政委員会及び行政委員（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）により構成され、その権限は分散されていますが、相互に連携を図りながら市政の執行に当たっています。

市長は、各執行機関を所轄し、相互の間にその権限について疑義が生じた場合は、これを調整しています。

議決機関である市会と執行機関である市長は、独立対等の地位にあり、相互にチェック・アンド・バランスの関係にあります。また、その職務権限についてもそれぞれ直接市民の皆さんに対して責任を負います。

図1 横浜市の組織



市会

■市会の構成

議員

市会議員は、選挙権を有する住民の直接投票で、区別(18区)に選出されます。議員定数は、条例により86人と定めています。

現議員の任期は、平成31年4月30日から令和5年4月29日までの4年間です。

会派別議員数(令和3年11月1日現在)

自由民主党横浜市会議員団・無所属の会	35人
立憲民主党横浜市会議員団	19人
公明党横浜市会議員団	16人
日本共産党横浜市会議員団	9人
民主フォーラム横浜市会議員団	3人
無所属	3人
計	85人
	(欠員1人)

議長・副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙によって選ばれます。議長は、市会を代表するとともに、議事を円滑に運営するため、議場の秩序を保ちます。また、市会の様々な事務をとりまとめ、処理することも議長の仕事です。また副議長は、議長が出張や病気などで職務を行えないときなどに、議長の職務を行います。

■市会の運営

定例会と臨時会

市会には、定期的に招集される定例会と、必要がある場合にその案件に限り招集される臨時会とがあります。

市会では、条例により定例会の回数を年4回と定め、通例として2月、5月、9月、11月に招集されています。定例会も臨時会も招集するのは市長の権限ですが、議長が市会運営委員会の議決を経て招集を請求した場合及び議員定数の4分の1以上の議員から請求があった場合には、市長は臨時会を招集しなければなりません。また、議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができます。

定例会及び臨時会では、初めに会期が定められ、原則としてその会期中に本会議や委員会を開き、議案の審議・審査などの議会活動を行います。

図2 各区選出議員数(令和3年11月1日現在)

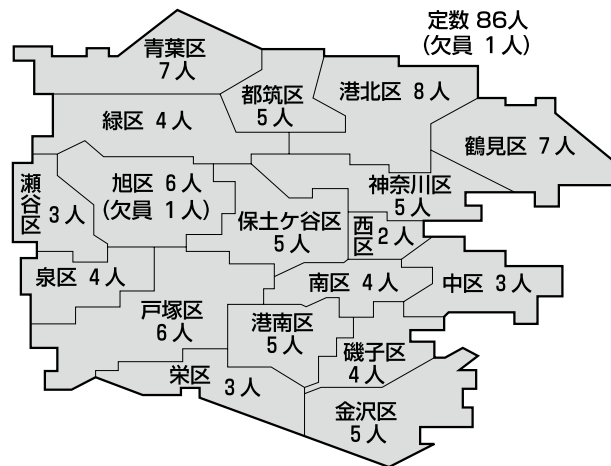


表1 付議件数一覧

令和2年4月1日～令和3年3月31日

	市長提出案件					議員提出案件			その他の案件			合計
	条例	予算	決算	契約	その他	条例	意見書・決議	その他	選挙	請願	その他	
令和2年第1回臨時会	1	2	0	0	3	1	1	1	5	5	5	24
第2回定例会	11	1	0	4	17	0	2	0	2	23	2	62
第3回定例会	4	5	24	13	20	0	2	0	1	11	3	83
第4回定例会	13	2	0	3	31	0	2	0	0	15	2	68
令和3年第1回臨時会	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	5
第1回定例会	19	43	0	2	15	1	3	1	2	5	5	96
計	49	53	24	22	86	2	10	2	10	62	18	338

表2 常任委員会開催数 請願件数等

委員会名	開会回数	議案件数*1	請願件数*2	陳情件数*2
政策・総務・財政委員会	14	40	12	9
国際・経済・港湾委員会	6	26	4	5
市民・文化観光・消防委員会	6	28	3	0
こども青少年・教育委員会	11	21	12	5
健康福祉・医療委員会	6	51	12	5
温暖化対策・環境創造・資源循環委員会	6	17	2	0
建築・都市整備・道路委員会	12	26	12	0
水道・交通委員会	9	11	5	3
合計	70	220	62	27

令和2年4月1日～令和3年3月31日

※1 議案件数は、継続審査分を除いたもの。

※2 請願と陳情の件数は、継続審査分及び審査される前に取り下げられた分を除いたもの。

また、陳情については付託されない陳情(行政への要望などの陳情)も除く。



市会本会議場

本会議

本会議は、議員全員で構成され、市会の意思を決定する会議です。市会に提出された議案や市会としての意見表明などは、最終的にはすべて本会議において議決されます。

議員は招集された日に議場に参集し、原則として議員の定数の半数以上の議員が出席したときに、議長の宣告により会議が開かれます。

本会議では、提案された議案についての説明や質疑、賛成・反対意見の表明、そしてその議案を認めるかどうかの採決などが行われます。

また、議員が、市政全般の施策等について、市長などの考えを問いただす一般質問を行うのを通例としています。

常任委員会

本会議ですべての議案等をきめ細かく審議することは効率的ではないので、市の執行機関の所管局別に8つの常任委員会を設置し、議案や請願・陳情などの審査を行っています。

全議員が原則1つの委員会に所属し、委員の任期は1年で、各委員会にはそれぞれ委員長1人と副委員長2人がいます。

常任委員会は、市会閉会中（会期以外の期間）にも、所管する局の事業などについて、調査・研究するなどさまざまな活動を行っています。

市会運営委員会

市会運営委員会は、各会派の意見を調整する場として設置され、各交渉会派（所属議員5人以上）の代表者によって市会運営上のさまざまな事項に関して協議が行われています。

また、市会に関する条例などの議案や請願・陳情などの審査も行っています。委員の任期は1年で定数は16人としており、委員長1人、副委員長2人のほか、各交渉会派1人ずつの理事がいます。

特別委員会

特別委員会は、付議事件（市会の議決によって定められた市政の特定の問題）について審査あるいは調査・研究するため、必要に応じて設置される委員会です。

現在、7つの特別委員会が設置されており、各特別委員会では、付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取などを行っています。

また、このほかに毎年、当初予算及び決算の審査を行うために、それぞれ予算第一・予算第二特別委員会及び決算第一・決算第二特別委員会が設置されるのが通例です。

○各特別委員会の付議事件

1 大都市行財政制度特別委員会

大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。

2 基地対策特別委員会

米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。

3 減災対策推進特別委員会

減災及び防災対策の推進に関すること。

4 新たな都市活力推進特別委員会

オープンイノベーション等による企業支援や誘致促進、グローバル都市の実現、文化芸術創造都市や観光・MICEの推進等に関すること。

5 健康づくり・スポーツ推進特別委員会

運動による介護予防等あらゆる世代の健康づくり及び大規模スポーツイベント開催やスポーツ関連施設の整備等スポーツの振興に関すること。

6 郊外部再生・活性化特別委員会

都市の成長の基盤を支える魅力と活力ある郊外部のまちづくりに関すること。

7 デジタル化推進特別委員会

行政のデジタル化の推進による、市民サービスの向上及び業務の効率化に関すること。

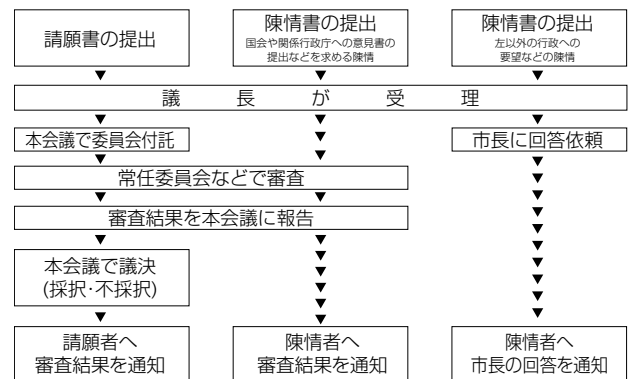
■市民と市会

請願と陳情

市政などについての意見や要望があるときは、どなたでも請願や陳情を市会議長あてに提出することができます。請願書を提出するときは、市会議員の紹介を必要としますが、陳情書の場合は、その必要はありません。

請願・陳情の受付時期は、各定例会初日（当初議案を上程する本会議日）の5日前（郵送の場合必着）ですが、受付時期を過ぎて提出されたものは、次回定例会で取り扱われます。提出された請願書・陳情書の審査方法は、次の図のとおりです。

図3 請願・陳情審査の流れ



なお、法令等又は公序良俗に反する行為を求めるものなど、陳情の内容によっては委員会での審査や市長等からの回答を求めない取り扱いとすることがあります。

記録の閲覧

本会議の会議録及び常任委員会、市会運営委員会、特別委員会、予算・決算特別委員会、全員協議会の記録は、市会図書室、市民情報センター、中央図書館、各区図書館及び市会ホームページで閲覧できます。

※なお、閲覧を開始する時期等は、会議によって異なりますので、詳細については、議会局までお問い合わせください。

本会議等の傍聴

市会の本会議は公開されており、どなたでも本会議場内の傍聴席で傍聴することができます。傍聴を希望される方は、本会議当日に市役所市会議事堂3階の傍聴者受付で先着順に受け付けます。(本会議場傍聴席数：216席〈うち車いすスペース8席〉)

また、市会を身近に感じ、議会や政治により一層興味を持っていただけるよう、市内の学校に通う児童・生徒を対象とした本会議傍聴も実施しています。

なお、委員会についても傍聴を実施しています。傍聴手続は本会議の傍聴と同様で、希望者が定員を超えた場合には抽選となります。

本会議傍聴の際に、事前の申請により、手話通訳・要約筆記通訳対応を行っています。

本会議場及び大会議室に設置されているモニターには、発言をリアルタイムに文字表示しています。

インターネット中継

市会の本会議、予算・決算特別委員会、全員協議会、市会歓迎行事、常任・運営・特別委員会、特別委員会が設置する理事会について、インターネットでの生中継と録画中継を実施しています。

インターネット中継は、パソコンやスマートフォン、タブレット端末から視聴することができます。

また、各区役所のモニターテレビ等では、本会議、予算・決算特別委員会の生中継を実施しています。

URL：<https://gikaichukei.city.yokohama.lg.jp/>

ホームページ

市会ホームページでは、市会のしくみ、会議日程、議員名簿、議案一覧、委員会の活動概要、会議録、市会の広報など、様々な市会情報を掲載しています。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/>

テレビ放映

市会広報番組として、各定例会の概要番組「市会ダイジェスト」(年4回)をはじめ、「横浜市新春語り初め」を制作し、tvk(テレビ神奈川)で放映しています。

なお、これらの番組は、市内に放送網を持つCATV(7局)で再放映するとともに、市会ホームページに掲載しています。

横浜市会 Facebook ページ

定例会・委員会情報や正副議長の動向など、市会に関する幅広い情報を発信しています。

URL：<https://www.facebook.com/city.yokohama.gikai/>

横浜市会ツイッター

市会日程やインターネット中継などの市会ホームページの掲載情報及び市会からのお知らせをツイッターで配信しています。

*横浜市会アカウント @yokohama_shikai

URL：https://twitter.com/yokohama_shikai

ヨコハマ議会だより

議会広報紙「ヨコハマ議会だより」は、定例会の概要や一般質問の質問・答弁の要旨、議案に対する賛否一覧などを中心に編集し、定例会ごとに年4回発行しています。自治会・町内会等を通じて各世帯へ配布するほか、区役所や市内のPRボックスでも配布しています。

また、点字版・CD版・デジ版も作製し、図書館などで閲覧・視聴できるほか、希望される方にお届けしています。

市会のしおり

「市会のしおり」は、議会について分かりやすく解説するためのパンフレットで、市会の仕事、市会の構成及び市会議員名簿などを掲載しています。「市会のしおり」は、市役所市民情報センター、区役所広報相談係で配布しています。

市会ポスター

定例会の開催を周知し、傍聴やインターネット中継の利用を促進するため、定例会ごとにポスターを制作し、市内公共施設、公共交通機関、市立学校などに掲出しています。

市長と補助機関

■市長

市長は市政全般を総括し、市を代表します。市長が管理執行する事務は、①住民の安全、健康、福祉の保持や保育所・公園等各種施設の設置管理など市の事務(自治事務)②国や県が本来果たすべき役割にあるが、利便性や効率性のため、法令により市が行う事務(法定受託事務)があります。市長は、これらの事務を処理するため、必要な内部組織を設け、また、この権限に属する事務を職員に委任し、または臨時に代理させることができます。

■補助機関

市長の権限に属する事務を処理するため、市長の補助機関として、副市長、会計管理者、統括本部長、局長、区長のほか、事務職員、技術職員その他職員が置かれています。

副市長は、市長を補佐し、職員の担当する事務を監督し、市長に事故があるときまたは市長が欠けたときは、その職務を代理する最高の補助機関で、現在4人置かれています。

会計管理者は、市長が任命し、市の現金、物品等の出納その他の会計事務を担当しています。

統括本部長、局長は、市長が任命し、市長と副市長の命を受け、主管の事務を処理しています。

区長は、市長が任命し、市長と副市長の命を受け、市長の権限に属する事務、戸籍事務など法令により直接委任された事務を処理しています。

なお、事務の執行機関として2つの統括本部と20の局、18の区役所、1つの室を置いています。

行政委員会と行政委員

市長以外の執行機関として、委員会と委員が設けられ、複雑多岐にわたる行政の中で、特に公正中立の立場を必要とする領域、または、専門性の高い領域の事務を、公選の長から独立した権限をもって執行しています。

地方自治法に基づき、横浜市に設置されている委員会と委員は次の6つです。

■教育委員会

教育委員会は、教育の中立性を保持し、学校教育・生涯学習等の振興を図るため、設置された執行機関です。市長が議会の同意を得て任命する教育長及び5人の委員で組織され、教育長の任期は3年、委員の任期は4年です。

毎月1回定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催し、学校その他の教育機関の設置・管理、学校教育に関する指導、教材等の整備、教職員の配置などに関する事項、生涯学習等に関する事項を審議・決定しています。

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育長の統轄の下に事務局が置かれています。

■選挙管理委員会

民主政治の基盤である選挙は、公正中立な機関によって、適正に行わなければなりません。そこで、市長から独立した地位と権限を持つ執行機関として、選挙管理委員会が設置され、その委員会は、選挙権を有する者のうちから、市会で選挙された4人の委員で組織され、任期は4年です。

選挙管理委員会は、各種の選挙を適法かつ適正に執行するとともに、市民の皆さんの一人ひとりが選挙に関心を持ち、有権者としての自覚に基づいて積極的に投票に参加するよう、日頃から啓発活動を行っています。なお、その事務を処理するため、事務局が置かれています。また、各区にも同様に選挙管理委員会が置かれています。

選挙

1 選挙人名簿

選挙権は、日本国民で満18歳以上の全ての人に与えられていますが、投票するためには選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿の登録は、毎年3月、6月、9月、12月（定時登録）と選挙の際（選挙時登録）に、住民基本台帳の記録に基づいて区の選挙管理委員会が行い、在外選挙人名簿の登録は、主に、本人から在外公館を

経由して区の選挙管理委員会に申請することにより行われます。名簿登録者数は表3のとおりです。

表3 名簿登録者数 (単位：人)

名簿の種類	総数	男	女
選挙人名簿	3,129,398	1,544,662	1,584,736
在外選挙人名簿	4,710	2,231	2,479

令和3年6月1日現在

2 選挙執行状況

令和元年7月21日に参議院議員通常選挙が執行されました。

啓発

1 常時啓発

少子高齢化の進展と若年層を中心とした政治・選挙離れが続いている中で、若年層の有権者を増やし、若い世代の政治参加を促進させるために平成28年の参議院選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられました。

それを受けて学齢期を含め、早い段階からの主権者教育の推進を図っていくために横浜市教育委員会と連携し、出前授業の実施など小・中・高・特別支援校での取組を進めています。

また、若年層への働きかけとして、「成人の日」を祝うつどいにおいて、新成人を対象に、選挙の知識やルールを掲載した小冊子「はたちの投票 Book」の配布等を実施しています。

さらに、ホームページやTwitterによる選挙情報の発信のほか、選挙や投票を考えてもらうきっかけづくりとして、若い世代のトレンドであるWEB広告による情報発信などを実施しました。

そのほか、市・区明るい選挙推進協議会の自主事業を助成しています。

2 選挙時啓発

選挙時には、有権者に投票日や期日前投票等について周知し、投票参加を広く呼びかけるため、集中的に啓発を実施しています。また、明るい選挙推進委員や推進員の協力を得て、市内全区で街頭啓発を展開する等、関係機関と連携した各種啓発を幅広く実施しています。

■人事委員会

人事委員会は、中立的かつ専門的な人事機関として設置され、人事給与制度に関する調査・研究や職員の採用等の事務を処理しています。

人事委員会は、市長が議会の同意を得て任命する3人の委員で組織され、委員の任期は4年です。また、その事務を処理するため、事務局が置かれています。

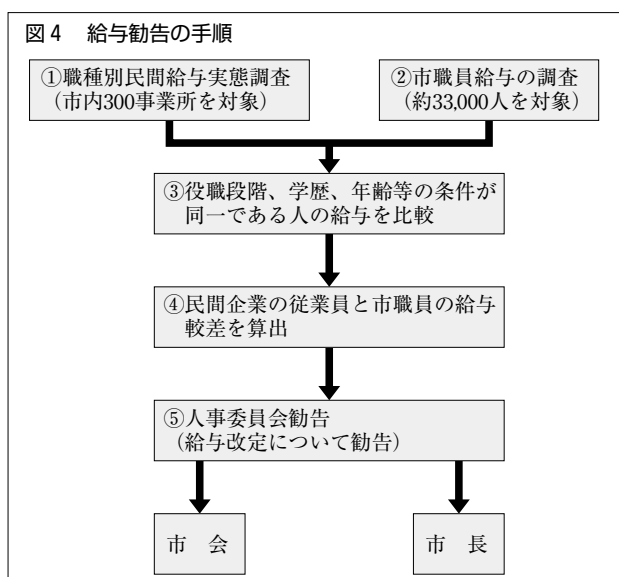
給与に関する報告及び勧告

市職員の給与は、職務と責任に応じ、国、他の自治体の職員や民間企業の従業員の給与等を考慮して定めることとなっています。職員は全体の奉仕者として労働基本権の制約を受けるため、その代償として、人事委員会が

表4 令和2年度の実施結果

	種類	区分	第一次試験・選考日	受験者(人)	最終合格者(人)
職員の採用試験・選考	大学卒程度 【技術先行実施枠】	土木、建築、機械、電気	6月28日※	63	38
	大学卒程度等	事務、社会福祉、心理、情報処理、土木、建築、機械、電気、農業、造園、環境、衛生監視員、保健師、消防、消防(救急救命士)、学校事務	6月28日	3,424	888
	高校卒程度、 免許資格職など	事務、土木、機械、電気、水道技術、保育士、司書、栄養士、学校栄養職員、消防、消防(救急救命士)	9月27日	1,194	199
	社会人経験者	事務、社会福祉、心理、土木、建築、機械、電気、造園、環境、衛生監視員(獣医師免許所持者)	9月27日	999	106
	障害のある人を対象	事務A、事務B、事務C、学校事務	9月6日	267	15
	就職氷河期世代を対象	事務	9月27日	540	9
係長・消防司令昇任	係長(事務、社会福祉、土木、建築、機械、電気、農業、造園、環境、衛生監視、保健師、保育士)、消防司令	8月30日	1,513	217	

※新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の4月19日から延期をして実施。



毎年、市内民間企業を対象に「職種別民間給与実態調査」を実施し、民間給与と本市職員給与を比較した上で、市会と市長に対し職員の給与水準等について報告し、必要に応じて給与改定等を勧告することとなっています。

公平審査

人事委員会は、中立、公正な第三者機関として、地方公務員法に基づき、不利益処分についての審査請求(職員の身分を保障するための制度)や勤務条件に関する措置の要求(職員の経済上の諸権利を確保するための制度)の審査を行っています。

また、勤務条件等に関して、職員からの相談を受ける職員相談を実施しています。

職員の採用試験・選考

職員の採用は、地方公務員法に定める成績主義の原則に基づき、競争試験又は選考により行っています。

人事委員会が実施している職員採用試験・選考を大きく分けると ①大学卒程度等採用試験 ②高校卒程度、免許資格職など採用試験 ③社会人経験者を対象とした採用試験 ④障害のある人を対象とした採用選考 ⑤就職氷河期世代を対象とした採用試験の5種類です。

大学卒程度等の採用試験は、採用年度の4月1日現在で年齢が22歳から30歳までの人を対象とした試験です。

該当する年齢の人は、学歴・職歴にかかわらず受験することができます。

高校卒程度、免許資格職などの採用試験を、受験することができる年齢は、各試験区分によって異なります。資格・免許を必要とする区分は、それぞれの職種に必要な国家資格や免許を有する人又は取得見込みの人が対象です。

社会人経験者を対象とする採用試験は、採用年度の4月1日現在で年齢が31歳から59歳までの人で、一定の経験を有している人を対象とした試験です。それぞれの区分によって必要な経験や資格は異なります。

障害のある人を対象とした採用選考は、身体障害、知的障害又は精神障害のある人を対象とした選考です。受験資格は選考区分によって異なります。

就職氷河期世代を対象とした採用試験は、令和3年度の4月1日現在で年齢が35歳から50歳までの人を対象とした試験です。

このほか、各局の協力により各種の採用選考も実施しています。

職員の昇任試験・選考

職員の昇任は、採用と同様に成績主義の原則に基づき、競争試験又は選考により行っています。

特に、係長への昇任については、情実による人事を排し、公平な人事管理を行うために、昭和30年度から責任職への選抜登用制度として係長昇任試験を実施しています。この試験は、意欲と能力のある人が昇任できる制度として、自己啓発や職場における士気の高揚に役立つなど横浜市の人事行政上重要な役割を果たしています。また、平成21年度から、試験に加え選考により昇任者を選抜するという、いわゆる「試験・選考併用制度」を導入しています。

■監査委員

監査委員は、地方自治行政における公正と効率の確保という見地から地方自治法に基づいて設置されている執行機関で、市長が議会の同意を得て選任する、人格が高潔で行政運営に関し優れた識見を有する者3人と議員2人からなる5人の委員によって構成されています。

なお、その事務を処理するため、事務局が設置されています。

監査委員は、市の行政が法令等に適合し、最小の経費で最大の効果を発揮するよう運営されているか、という事務処理の合規性、経済性、効率性等の確保を主眼として、各種の監査を実施しています。

この監査結果は、その都度、市長と議会に報告するとともに、市報に登載し公表しています。

監査結果に基づいて市長等が措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することとされており、監査委員は当該通知に係る事項を市報に登載し公表しています。

主な監査委員監査とその内容については次のとおりです。

- (注) 1 法令名の略語は、次のとおり
「法」……………地方自治法
「公企法」……………地方公営企業法
2 法令の条項等は、次のように省略して記載
(例)「150⑤」は「第150条第5項」を表します。

内部統制評価報告書審査「法150⑤」

市長から審査を求められた内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査するものです。

財務監査「法199①」

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査するものです。

行政監査「法199②」

市の事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査するものです。

財政援助団体等監査「法199⑦」

市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人、市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、市が受益権を有する不動産の信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務（当該財政的援助等に係るものに限る。）が法令等及び当該監査対象団体が定めた規程類に適合し、かつ、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査委員が必要と認めるとき、又は市長の要求があったときに監査するものです。

決算審査「法233②、公企法30②」

市長から審査を求められた各会計決算及び附属書類が法令に適合し、かつ、正確であることを確認し、予算の執行と会計処理が適正かつ効率的に行われているかを審査するものです。

現金出納検査「法235の2①」

会計管理者、企業管理者等が保管する現金の出納事務が正確に行われているかについて、毎月、例日を定めて計数を確認し、その保管状況を検査するものです。

基金運用状況審査「法241⑤」

市長から審査を求められた各基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査するものです。

健全化判断比率等の審査「地方公共団体の財政の健全化に関する法律3①、22①」

市長から審査を求められた健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることを審査するものです。

住民監査請求の監査「法242」

市民の皆さんが、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるとき、監査委員に監査を求め、必要な措置を請求できる制度です。

監査委員は、その請求に基づき監査を行い、その結果を公表し、必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

(外部監査契約に基づく監査)

監査委員による監査とは別に、市長が、横浜市の組織には属さない外部の専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）と外部監査契約を締結して監査を受ける外部監査制度（法252条の27以下）があります。

外部監査には包括外部監査と個別外部監査があり、包括外部監査については毎会計年度、市長は外部監査契約を締結し、外部監査人は監査を実施しなければならないこととされています。

■農業委員会

農業委員会は、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件の審査、遊休農地の調査・指導など農地に関する事務を執行するために設置された執行機関です。

横浜市では、中央農業委員会と南西部農業委員会の二つの農業委員会があり、委員の任期は3年です。

■固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会は、固定資産税の課税の基礎となる固定資産課税台帳に登録された価格について、納税者の不服を審査するために設置された執行機関です。

委員は、市民の皆さんや学識経験者などの中から市長が議会の同意を得て選任し、任期は3年です。横浜市では、18人の委員が選任され、審査は、3人の委員で構成する合議体で行っています。

行政区

■行政区の意義

行政区とは、大都市に関する特例の一つで、地方自治法第252条の20では「指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする」とされています。

行政区は、次のような意義を持っています。

都市が発展する中で市域の拡大、人口の増加が進みますが、それに伴い行政機構が多様化し、行政事務も専門化していきます。その結果、市民の皆さんと行政の距離

が遠くなるなどの状況が生じます。

こうしたことを避けるために、生活圈などを考慮し、市内の区域を分けて区を設け、市民の皆さんと密接な関連のある事務事業を区長が行うことで、広域化した大都市においても、市内の各地域の実情に応じたきめ細かな行政を確保しようとするものです。

■行政区の性格と機能強化

指定都市の行政区は、特別地方公共団体として法人格や公選制の区長を持つ東京都の特別区とは異なっています。

区長は市長によって任命され、取扱事務には、市長の補助機関として執行する事務、市長からの委任を受けて行う事務、法令によって直接区長に委任されている事務などがあります。また、横浜市では、行政区の予算は市(局)から配付され、事務執行については市長の指揮監督を受けています。

横浜市では、市としての一体性を確保しながらも、市民の皆さんの要望や地域の課題に的確に対応するため、行政区における予算の編成・執行、事業の企画・立案などの機能や権限の強化に取り組んでいます。

■横浜市の行政区の沿革

横浜市の市制は、明治22年、現在の中区及び西区のうち本牧、根岸を除いた区域と約12万人の人口をもって施行されました。その後数次にわたる市域拡張を経て、昭和2年に区制が施行され、鶴見区、神奈川区、中区、保土ヶ谷区及び磯子区の5区が設置されました。

昭和14年に、周辺町村との合併によって、人口は約87万人、市域はほぼ現在の区域になるとともに、港北区と戸塚区の2区が設置され、7区制となりました。また、戦時体制下の昭和18年には中区から南区が、昭和19年には西区が分離誕生しました。

昭和23年には、磯子区から金沢区が分離誕生し、10区制となりました。この10区制はその後20年間続きましたが、その間に市の人口は飛躍的に増加し、昭和23年当時86万人であったものが、昭和43年には200万人を超え、都市構造も大きな変貌を遂げました。

特に、南区、保土ヶ谷区、港北区及び戸塚区の郊外4区では、田畑が広がっていた地域や緑に覆われていた丘陵地帯の宅地化が急激に進行したため、昭和44年に再編成を行い、南区から港南区、保土ヶ谷区から旭区、港北区から緑区、戸塚区から瀬谷区がそれぞれ誕生し、14区制となりました。

その後も人口は郊外区を中心に引き続き増加したため、特に戸塚区は、人口・面積ともに横浜市行政区中最大となり、人口では相模原市、横須賀市に匹敵する規模になりました。

そこで、規模増大に伴う諸問題を解消するため、昭和61年に戸塚区の再編成を行い、新たに栄区、泉区が誕生して16区制となりました。

この結果、平成2年には港北区と緑区が人口・面積ともに全16区中1、2位を占め、人口は全政令指定都市の中でも最大規模になりました。

また、港北ニュータウンの進展・地下鉄3号線の開通などにより、一層の人口の増加と都市機能の集積が進んだため、平成6年、港北区及び緑区の区域を再編成し、新たに青葉区及び都筑区が誕生しました。

以降、横浜市は18区制となり現在に至っています。

■区役所が目指すこと

横浜市では、全市的に取り組む分野は局が担い、また、市民生活に密着した区域の課題は、身近な区役所で区長が先頭となって解決していくよう、他の指定都市に先んじて様々な区役所機能の強化に取り組んできました。

近年の少子・高齢化の急速な進展などによる市民の皆さんの意識やライフスタイルの変化に伴って、市民生活の課題はますます複雑化・多様化しています。

横浜市の区役所は、市民の皆さんに最も身近な地域の総合行政機関として、今後も幅広く、質の高い行政サービスの提供に努めていきます。また、地域で活動する様々な団体や市民の皆さんが連携して身近な地域課題の解決に取り組む「協働による地域づくり」を推進する地域協働の総合支援拠点として、地域支援に取り組んでいきます。

主な区の機能強化のあゆみ

年度	概要
平成	
6	<p>【地域総合行政機関としての区役所の実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個性ある区づくり推進費の創設 各区の責任において執行できる予算を、1区1億円に増額し、地域の身近な課題や緊急的なニーズに、区がより主体的かつ迅速に対応
13	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健センターの設置 福祉事務所と保健所を統合し、福祉・保健の相談からサービス提供まで一体的に対応
16	<ul style="list-style-type: none"> ・副区長の設置 ・区長による自律的な組織機構の組み換え 必要に応じて地域の実情に合わせた独自の執行体制の編成を区長が実施 ・区役所への市立保育所の編入 多様な保育ニーズに対応し、地域の子育て支援の拠点として活用
17	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所への土木事務所の編入 道路や公園分野のニーズに、より迅速にきめ細かく対応
19	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜開庁の全区展開 戸籍課・保険年金課・子ども家庭支援課の一部業務について、第2、第4土曜日に取扱い ・健康危機管理機能の強化 18保健所から1保健所18保健所支所体制とし、健康危機管理機能を強化
21	<p>【地域協働の総合支援拠点】</p>
22	<ul style="list-style-type: none"> ・地域力推進担当の設置 市民主体による地域運営、協働による課題解決のための地域力向上を推進
25	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援窓口「ジョブスポット」の開設 ハローワークとの連携による福祉サービスと就労支援の連携強化
27	
28	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市区役所事務分掌条例」の施行 区役所が分掌する事務に加え、「地域の総合行政機関」及び「地域協働の総合支援拠点」としての区役所の役割や、区局連携・調整に関する事項を規定 ・区提案反映制度の創設 区役所だけでは解決が困難な課題に、区局がより一層連携して対応

